

MINATO CITY MASTER PLAN



I

かがやくまち

(街づくり・環境)

基本政策

①

都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる

基本政策

②

環境にやさしい都心をみなで考えつくる



政策のめざす方向性

世代や居住年数、国籍などの異なる多様な人々が地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。地域自らの発意と合意に基づく区民主体のまちづくりを推進し、大規模開発事業者には良好な居住環境などに対する地域貢献を促します。歴史、文化的資源や職住近接のゆとりある生活、集積する都市機能など区の地域特性を生かした土地利用の誘導や良好な景観を形成します。区民向け住宅の供給などによる快適な都心居住や、誰もが安心して暮らせるバリアフリー社会を実現し、魅力的な都心生活の舞台をつくります。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 1 「多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる」について満足している区民の割合	31.8%*	34.3%	37.1%	38.1%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(6.0%)、「まあ満足」(25.8%)、「どちらともいえない」(48.6%)、「あまり満足ではない」(10.7%)、「満足ではない」(3.1%)、「不明」(5.9%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値。なお、当該数値は、前基本計画(平成30年度～令和2年度)の関連政策(「政策1 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する」及び「政策2 魅力的な都心生活の舞台をつくる」)の区民満足度を案分して設定しています。

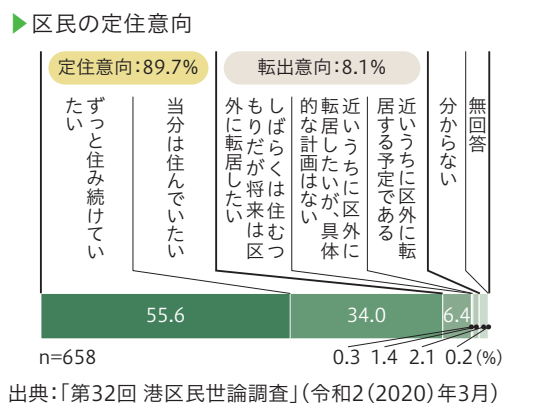
SDGsのゴールとの関係



港区の現状

区民の定住意向の割合

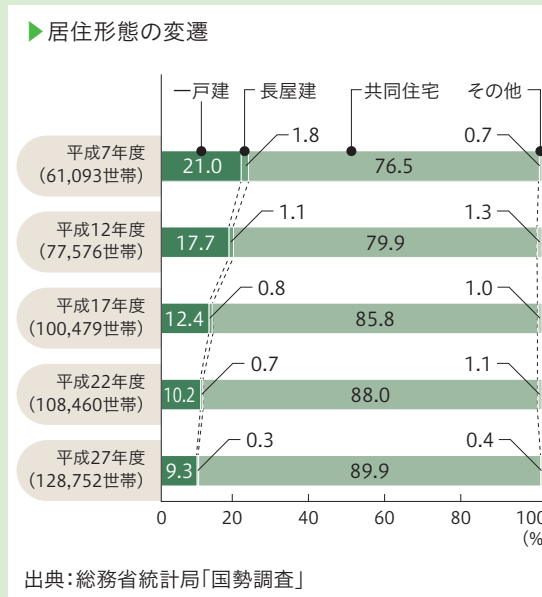
区民にこれからも港区に住み続けたいか聞いたところ、「ずっと住み続けていたい」が5割を超え最も高く、これに「当分は住んでいたい」を合わせた定住意向は約9割となっています。



た共同住宅の建替えなど都市機能の更新が図られています。

居住形態は約9割が共同住宅

港区では、共同住宅に居住している世帯戸数が、平成7(1995)年度には、46,741戸でしたが、平成27(2015)年度には、115,800戸まで増加し、約9割の世帯が共同住宅に居住しています。



都市機能更新や土地利用転換の進展

令和2(2020)年に開業したJR高輪ゲートウェイ駅や東京メトロ虎ノ門ヒルズ駅と一体となって計画される新たなまちづくりに代表されるように、大規模なまちづくりが多く進められています。一方、住宅地が多い区の西部においては、老朽化し

政策体系

政策 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

施策 1 まちの将来像の実現

- 主な取組**
- ① まちの将来像の実現に向けた取組の推進
 - ② まちづくりガイドラインなどの策定と運用
 - ③ 地域特性に応じた土地利用の誘導
 - ④ 都市計画制度の適切な運用による持続可能なまちづくりの実現

施策 2 参画と協働によるまちづくりの推進

- 主な取組**
- ① 「港区まちづくり条例」に基づく区民主体のまちづくりの支援
 - ② まちづくり意識の啓発
 - ③ 多様な主体との協働による公共施設の維持管理・運営の推進

施策 3 事業者の環境への配慮とまちづくりへの貢献

- 主な取組**
- ① 実効性のある環境アセスメントの推進
 - ② 生活に便利な施設などの設置の協力要請
 - ③ 良好なコミュニティ形成への協力要請
 - ④ 地域に貢献する良質なプロジェクトの誘導

施策 4 地域特性を生かした魅力のある街並み景観の形成

- 主な取組**
- ① 運河に架かる橋りょうと水辺のライトアップ
 - ② 道路景観・環境の向上
 - ③ 事前協議制度を活用した景観誘導
 - ④ 歴史的景観の保全
 - ⑤ 景観に関する啓発事業や表彰制度の活用

施策 5 快適な都心居住の実現

- 主な取組**
- ① 区民向け住宅の供給及び有効活用 計画事業 重点課題 5
 - ② 住宅関連情報の提供
 - ③ 分譲マンション管理組合などへの支援
 - ④ 中堅所得者向け住宅の活用による住宅セーフティーネットの構築
 - ⑤ 良好な住宅市場の形成への誘導
 - ⑥ 老朽化マンションの建替えの支援

施策 6 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり

- 主な取組**
- ① バリアフリー化の計画的な推進
 - ② 公共交通機関、駅周辺のバリアフリー化の促進
 - ③ 駅のバリアフリー化の推進

住宅セーフティーネット

独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況などに適した住宅を確保できるような様々な仕組みのことをいい、居住セーフティーネットともいいます。

まちの将来像の実現

多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる

目標・期待する成果

区民、事業者、行政などの多様な主体が「港区まちづくりマスタープラン」などに示すまちの将来像やまちづくりの方針を共有し、互いに協働・連携して主体的にまちづくりに取り組むことで、将来都市像の実現をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」におけるまちづくり登録団体数	19団体	22団体	25団体
まちの目標や方針を定める地区計画を決定する地区数	46地区	48地区	50地区

現状と課題

まちの将来像や方向性を共有したメリハリある市街地環境の向上

- 多様な暮らしと都市活動が展開される個性豊かな地域特性を背景として、まちの課題やあるべき姿は地域によって様々です。
- 今後も国際競争力の強化に向けた都市再生の推進が期待されていることから、一体的かつ計画的に都市基盤の整備と都市機能を充実していくことが求められます。
- それぞれの地域特性に応じて、住民、事業者、行政などがまちの将来像を共有し、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりに連携して取り組むことが必要です。
- 都市開発諸制度を活用する大規模なまちづくりを適切に誘導するだけでなく、あらゆる機会をとらえて、市街地環境の向上に資するような計画を誘導する必要があります。

▶ 開発事業を契機とした交流の場づくり

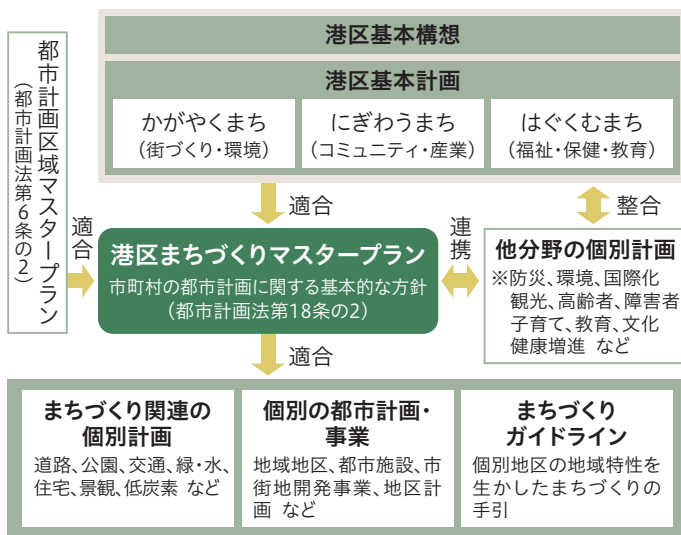


「港区まちづくりマスタープラン」

▶ 地域と企業が連携した防災訓練



▶ まちの将来像の実現に向けた計画等の体系



出典:「港区まちづくりマスタープラン」(平成29(2017)年3月)

主な取組

① まちの将来像の実現に向けた取組の推進

「港区まちづくりマスタープラン」に示すまちの将来像の実現に向け、多様な主体の参画と協働によりまちづくりの取組を推進し、これらの取組や成果を広く周知するとともに、環境と都市機能のバランスに配慮した、魅力と活力あふれるまちを形成します。

② まちづくりガイドラインなどの策定と運用

地域特性を生かしたまちづくりの手引となるまちづくりガイドラインなどを、地域のまちづくりの動向に応じて策定します。また、まちづくりの機運に合わせた地域のルールづくりなど、区民・事業者などの積極的な取組を支援・誘導します。

③ 地域特性に応じた土地利用の誘導

良好な居住環境と国際ビジネス拠点の両立をめざし、メリハリのあるまちづくりを促進するため、地域特性を踏まえながら適切に機能更新するとともに、社会情勢の変化に合わせて必要がある地域においては、柔軟に土地利用転換を推進するなど、適切に土地利用を誘導します。

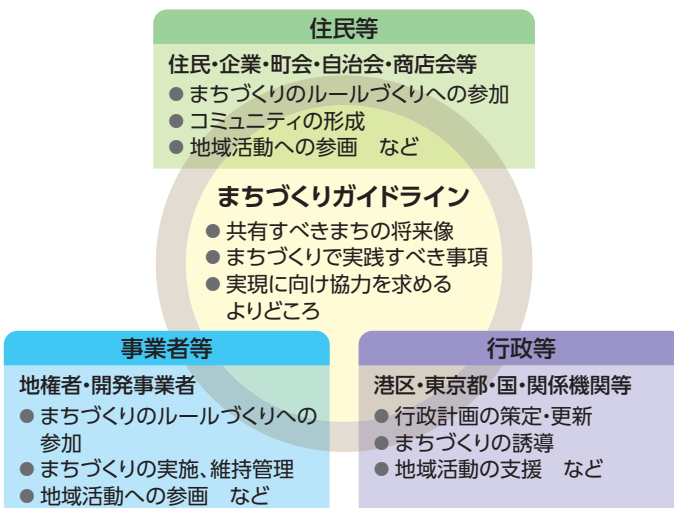
④ 都市計画制度の適切な運用による持続可能なまちづくりの実現

都市機能の更新や大規模な土地利用転換を伴うまちづくりについては、「港区まちづくりマスタープラン」などと整合を図りながら、道路・公園などの都市施設や地区のめざすべき将来像を設定する地区計画などの各都市計画制度を適切に運用し、持続可能なまちづくりの実現をめざします。

関連計画

○ 港区まちづくりマスタープラン

▶ まちづくりガイドラインの実現に向けた各主体の役割



▶ 都市再生推進法人による公共空間を活用したイベント



提供：都市再生推進法人の会員企業

参画と協働によるまちづくりの推進

目標・期待する成果

地域の住民・企業・町会など多様な主体の参画と協働により、地域自らの発意と合意に基づいた「参加型のまちづくり」を区が支援・誘導することで、地域の特性を生かした誰もが魅力的と思えるまちの実現をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
まちづくり組織からの申請によりまちづくりコンサルタントを派遣する回数	196回	232回	268回
アドプト制度を実施するための協定を結んでいる活動団体数	139団体	145団体	151団体

現状と課題

地域発意に基づく区民主体のまちづくりの推進

- 区民の誰もが安全に安心して暮らせるまち、緑豊かなまち、にぎわいのあるまち、美しいまち、歴史や文化が感じられるまちなど、「まち」に対する想いは様々です。
- 近年、住民が主体となって取り組む「参加型のまちづくり」を望む声が高まっており、区はこうした機会を可能な限り創出し、区民の多様な意見をまちづくりに反映していくことが求められています。
- 区は、「港区まちづくり条例」による地域自らの発意と合意に基づくルールにより、地域特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進し、区民参画の仕組みや支援制度の充実を図ってきました。
- 今後、こうした取組の利用促進を図るとともに、都市計画制度を活用し、人にやさしい良質な都市空間・居住環境を皆で維持・創造し、運営していく必要があります。

▶ 地域で進めるまちづくりイメージ



出典:「港区まちづくり条例」パンフレット

主な取組

① 「港区まちづくり条例」に基づく区民主体のまちづくりの支援

まちづくりに関する区民の相談にきめ細かに対応し、建物の建て方などハード面のルールづくりや、美化や防犯に関するソフト面の取決めなど、地域に応じたまちづくりが区民の手により進められるよう支援します。また、「港区まちづくり条例」に基づき、都市計画や不動産などの専門家を地域へ派遣するとともに、活動経費の一部を助成し、地域のまちづくり活動を積極的に支援します。

② まちづくり意識の啓発

区の広報誌などを活用し、「港区まちづくり条例」に基づくまちづくりの仕組みや登録されたまちづくり組織、また、地域のまちづくり活動などの情報を提供することで、区民主体のまちづくりへの参加意識の高揚を図ります。

③ 多様な主体との協働による公共施設の維持管理・運営の推進

地域住民が利用する道路や公園については、アドプト制度などを活用し、地域特性や住民の意向を反映した維持管理・運営を行います。また、公共施設の維持管理などを通じて、地域が一体となった防災対策やにぎわいづくりなど、地域の魅力・価値を向上させるエリアマネジメント活動を支援します。

関連計画

○港区まちづくりマスタープラン、港区緑と水の総合計画

▶ アドプト団体が管理する花壇



アドプト制度

アドプトとは「養子にする」という意味。地域の道路・公園等を「養子」に、区民などで構成する団体等を「里親」に見立てて、「養子」の美化、清掃等に「里親」が関与するという、一連の手続をアドプト・プログラムと呼びます。

エリアマネジメント活動

まちづくりの新たな担い手として、行政の補完的機能を持った住民・事業主・地権者などによる地域主体の取組で、公共的な空間を中心として、にぎわい創出など地域の魅力と価値を持続的に向上させる取組のこと。

事業者の環境への配慮とまちづくりへの貢献

目標・期待する成果

大規模な開発を契機に従前のまちの特性や課題を踏まえ、地域に貢献する公共公益施設や生活に便利な施設の整備など良好な居住環境の形成を図るために、計画段階から開発事業者を適切に指導・誘導することを推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
開発事業によって良質な住宅と公園・広場などを整備する地区数	35地区	41地区	47地区
生活利便施設等の設置件数	1,317件	1,491件	1,665件

現状と課題

大規模開発を契機とした良好な居住環境の形成

- 大規模な開発によって新たなにぎわいの拠点が次々誕生するとともに、住宅供給に伴う人口増加が続いています。一方で、こうした開発は地域の環境や地域コミュニティなどに大きな影響を及ぼす場合があります。
- 大規模な開発が計画された際には、従前のまちの特性に十分配慮し、地域の新たな課題やニーズも踏まえて計画を検討する必要があります。その上で、区は開発事業者に対して、地域に貢献する公共公益施設の整備、地球環境への負荷の軽減を考慮した省エネルギー・省資源型のまちづくりや、緑の確保、周辺に及ぼす景観への配慮など、計画の段階から積極的に指導・誘導していく必要があります。

▶ 区民・企業等との防災訓練の様子



主な取組

① 実効性のある環境アセスメントの推進

延べ面積50,000㎡以上の建築物の新築事業を対象として、当該事業が計画地周辺の環境に与える影響予測を行う環境アセスメント制度や建物竣工後の防風対策を担保する「港区ビル風対策要綱」により、事業者に対し区民の生活環境への配慮を促します。

② 生活に便利な施設などの設置の協力要請

地域の実情を踏まえ暮らしやすく良好な住環境を整備するため、一定規模以上の開発事業については、定住性の高い住宅、スーパー及び保育所などの生活に便利な施設の設置、また、道路などの公共施設の整備等について事業者にも協力を要請します。

③ 良好なコミュニティ形成への協力要請

開発などに伴う地域への影響を低減すること、周辺地域のコミュニティに配慮すること、集合住宅入居者へ防災訓練やお祭り、アドプト・プログラム、防犯パトロールなどの地域活動への参加を管理者に周知することなど、事業者に対して協力を要請します。

④ 地域に貢献する良質なプロジェクトの誘導

都市開発諸制度などを活用する大規模な開発事業を行う際に、安全で快適な道路や公園などの都市基盤の整備や、防災機能にも配慮した広場や緑地の整備を誘導し、人にやさしい良質な都市環境を創造します。

関連計画

○ 港区まちづくりマスタープラン

▶ 開発事業により整備された緑豊かな空間



出典:「港区みどりの街づくり賞景観街づくり賞区民景観セレクション」/パンフレット

地域特性を生かした魅力のある街並み景観の形成

目標・期待する成果

景観に関する啓発事業や表彰制度を活用することで、港区特有の文化的・歴史的資源を生かした良好な景観形成に対する区民・事業者などの意識の向上を図るとともに、魅力ある景観の発見・創出・周知を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
「区民景観セレクション」への応募件数	333件	633件	933件
「港区景観条例」に基づく事前協議の件数	3,317件	5,537件	7,757件

現状と課題

貴重な景観資源の保全と、区民や事業者と連携した景観形成

- 港区は、台地から海辺まで起伏のある地形や、まとまった緑地などを骨格として、古くから継承される寺社や首都東京を象徴する近代建築物など、江戸以来の歴史の積み重ねを感じさせる景観資源が蓄積されています。
- 台地部などに広がる落ち着いた住宅地の街並みや、活発な都市活動により創出されたにぎわいのある街並みなど、地域ごとに個性的な街並みが創出されています。
- 良好な景観を形成するため、「港区景観計画」に基づき、貴重な景観資源を保全するとともに、「港区景観条例」に基づく事前協議制度などを活用し、建築物や屋外広告物のよりきめ細かな景観誘導を図るなど、積極的に景観施策を展開することが求められています。
- 港区には、区の景観を代表するランドマークとして、東京タワーやレインボーブリッジがあり、それらのライトアップにより魅力的な夜間景観を形成しています。一方で、芝浦港南地区には、東京湾につながる運河と、そこに架かる橋りょうがあり、地域住民からまちの特徴である水辺空間の魅力向上を期待する多くの声があります。

▶ 汐彩橋のライトアップ



▶ 人通りの多い通りに四季折々の花を設置



▶ 景観表彰受賞施設などの展示



主な取組

① 運河に架かる橋りょうと水辺のライトアップ

芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力をもっと向上させるとともに、東京タワーやレインボーブリッジと調和させた良好な景観形成と、地域コミュニティや観光・産業の活性化を図るため、橋りょう、モニュメントなどのライトアップを実施します。ライトアップの取組は、まち全体ににぎわいをもたらし、「光」を新たなまちの魅力として演出しながら、まちの魅力を世界に向けて発信していきます。

② 道路景観・環境の向上

道路及び橋りょう整備に当たっては、地元住民や景観アドバイザーの意見を踏まえながら、舗装、橋りょうの配色や街路灯、防護柵のデザインなど、地域と調和した道路景観を創出します。また、人通りの多い通りや公共公益施設の周辺の街路樹、植込み地など、毎年継続的に四季折々の花で彩ります。

③ 事前協議制度を活用した景観誘導

一定規模以上の建築物・工作物の新築などや屋外広告物の許可申請の機会を捉え、建築主や広告主などと「港区景観条例」に基づく事前協議を行い、形態・意匠・色彩などについて景観アドバイザーの助言も踏まえながら良好な街並みの形成に向けた指導・誘導を行います。

④ 歴史的景観の保全

文化財などの指定を受けている建造物周辺において、「港区景観計画」に基づき、これらの建造物を核とした景観形成・保全を進めます。また、地域の景観上重要な建造物については、所有者の意向を踏まえた上で、景観重要建造物の指定の検討に取り組みます。

⑤ 景観に関する啓発事業や表彰制度の活用

区民や事業者など、港区の景観形成に携わる各主体が進んで良好な景観を育てていく機運を醸成するために、啓発事業や表彰制度を活用し、建築物や街並み、屋外広告物など、広く景観に対する意識の向上を図り、魅力あるまちづくりを推進します。なお、区民から公募する表彰案件は、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)なども活用した幅広い周知に取り組みます。

関連計画

- 港区まちづくりマスタープラン、港区景観計画、港区緑と水の総合計画、港区橋りょう等ライトアップ事業実施計画

景観アドバイザー

都市景観に関する専門知識・経験を有する専門家で、建築物等の景観上配慮すべき事項について、事業者等と事前に相談や協議を行うために区長が委託している人のこと。

景観重要建造物

地域の景観上重要な建造物について、景観法に基づき区長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの。

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

Social Networking Serviceの略称。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。

快適な都心居住の実現

目標・期待する成果

区民の約9割が居住するマンションについては、適正な維持管理の取組が促進され、地域に安心して住み続けられるとともに、地域価値を高める良質な住宅・住環境を形成します。

様々な理由により住宅に困窮する区民が、住み慣れた地域に安心して住み続けられる住宅が確保できるよう、居住の安定に努める住宅セーフティネットの構築を促進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
マンション管理組合への管理アドバイザー及び建替え・改修支援コンサルタントの派遣件数	20件/年	23件/年	28件/年
中堅所得者向け住宅の転用による住宅セーフティネットの構築の満足度	80%	85%	90%

現状と課題

人と環境にやさしく多様性を支える持続可能な都心居住

- 建物の老朽化と居住者の高齢化の進行に伴い、今後、マンション管理組合の機能低下などにより管理不全に陥る可能性があります。このため、管理不全を事前に防止し、適切なマンション管理を推進する支援が必要です。
- 低額所得者への区民向け住宅については、公平・適正に運営するとともに、中堅所得者向け住宅は、高齢者向け住宅への活用により、住宅セーフティネットの構築を促進しています。
- 今後は、高齢者だけでなく、様々な理由により住宅に困窮する区民に向けて住宅のあり方を拡充し、住宅セーフティネットの充実化を図ることが課題です。
- シティハイツ高浜は令和5(2023)年度の竣工、シティハイツ車町は令和6(2024)年度の竣工を見据え、関係各所と更なる協議を重ねながら、実施設計及び工事着工に向けて、必要な手続について進めます。

▶ カナルサイド高浜
(整備イメージ)

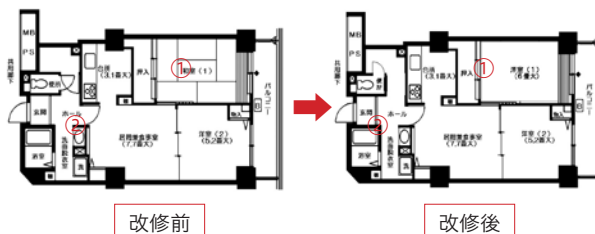
出典:シティハイツ高浜等実施設計

▶ シティハイツ車町等複合
施設(整備イメージ)

出典:シティハイツ車町基本設計

▶ シティハイツ港南高齢型住戸バリアフリー改修のイメージ

バリアフリー改修 2LDK (57.79㎡) Bタイプ例

① 段差解消、和室の洋室化
(改修)② 洗面脱衣室手すり、浴室手
すりの設置(新設)

出典:「港区住宅基本計画【第4次】」(平成31(2019)年3月)

主な取組

① 区民向け住宅の供給及び有効活用

計画事業

重点課題 5



品川駅北周辺地区土地区画整理事業により整備される第二東西連絡道路の計画に伴い、影響を受けるカナルサイド高浜について建替えを行います。建替えに際しては、既存施設に加え、新たな施設の整備を行い、シティハイツ高浜、障害者グループホーム、宿泊所高浜荘、認可保育園、小規模多機能型居宅介護施設、障害福祉サービス事業所提供スペースの複合施設とします。シティハイツ車町については、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、事業区域外での建替えを行います。建替えに際しては、既存施設に加え、新たな施設として、国際・文化交流拠点を整備します。また、都営住宅の移管については、東京都と引き続き協議を行っていきます。

② 住宅関連情報の提供

区民向け住宅の入居者の募集に関する情報や都営住宅、都民住宅、公社住宅、UR賃貸住宅等の公的賃貸住宅についての情報を広報みなとや区ホームページ、住宅ガイド等で積極的に提供します。

③ 分譲マンション管理組合などへの支援

マンションの管理・修繕等に関するセミナー、すまいの専門相談などを実施するとともに、専門知識を持ったマンション管理士、建替え・改修支援コンサルタントを派遣し管理組合運営の支援を行います。また、港区マンション交流会を設立し管理組合間で情報交換ができる関係の構築に向け支援を行います。

④ 中堅所得者向け住宅の活用による住宅セーフティーネットの構築

高齢者や障害者、その他様々な理由により住宅に困窮する区民が、住み慣れた地域に安心して住み続けられる住宅を確保するため、中堅所得者向け住宅を活用し、居住の安定確保を支援する住宅セーフティーネットの構築をめざします。

⑤ 良好な住宅市場の形成への誘導

引き続き、5年に一度分譲マンション実態調査を実施し、マンションの管理状況などについて把握していきます。また、建物性能や管理状況が適切なマンションが評価される流通市場の形成を促すため、「東京都優良マンション登録表示制度」や「マンションみらいネット」などの活用の普及・啓発に努めます。

⑥ 老朽化マンションの建替えの支援

老朽化マンションの建替えについては、「建替え・改修支援コンサルタント派遣」、「建替え・改修計画案等作成費用助成」の普及・啓発により、円滑な合意形成に向けて支援します。また、マンション建替法に基づく建替事業の実施については、区分所有者の方々が、自らの発意と合意に基づき、適切かつ円滑に事業が推進できるように、マンション建替組合などの活動を支援・誘導します。

関連計画

- 品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020

誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり

目標・期待する成果

「港区バリアフリー基本構想」に示す、誰もが安全・安心かつ円滑に移動でき、いきいきと元気に暮らせる都市空間を形成するとともに、お互いを尊重し、ともに支え合う社会の実現をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
駅のエレベーター・エスカレーターの整備率	98%	99%	100%
駅のホームドアの整備率	81%	87%	90%

現状と課題

交通結節点や公共施設等を中心とするバリアフリー空間の形成

- 都心の港区で誰もが安心して暮らせるバリアフリー社会を実現するため、道路などの交通基盤の整備、公共交通機関やバスなどの移動手段の確保、公共施設のバリアフリー化を計画的に進めています。
- 「港区バリアフリー基本構想」では、重点整備地区を拡大し、交通事業者や施設管理者が策定する事業計画の進行管理やその評価と見直しを段階的・継続的に進めます。
- 施設のバリアフリー化とともに、ユニバーサルデザインや国際化をめざした多様なニーズに対応していきます。また、「心のバリアフリー」などソフト面の対策を強化します。

▶ 音響式信号機



▶ 駅のホームドア



主な取組

① バリアフリー化の計画的な推進

「港区バリアフリー基本構想」に基づき、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進します。また、道路、交通機関等の関係事業者が策定するバリアフリーの事業計画(特定事業計画)の進捗について、区民参画による推進協議会等における評価・見直しを通じたスパイラルアップ(段階的かつ継続的な発展)をめざします。

② 公共交通機関、駅周辺のバリアフリー化の促進

エレベーターやエスカレーターの設置、ベビーカーへの対応、分かりやすい案内サインなど、誰もが利用しやすい設備や環境づくりについて、公共交通機関及び駅周辺のバリアフリー化を関係機関に要請します。

③ 駅のバリアフリー化の推進

ホームドアの設置など、駅が安全・安心で誰もが利用しやすい設備となるよう関係機関に要請します。

関連計画

○ 港区バリアフリー基本構想

▶ 区有地を活用した地下鉄駅のバリアフリー化事例



▶ バリアフリー化事例(みなとパーク芝浦)



▶ 地下鉄エレベーター設置(東京メトロ広尾駅)



▶ トイレ案内サイン



ホームドア

鉄道駅のプラットフォームからの転落や列車との接触事故などの防止を目的として、プラットフォームに設置する可動式の仕切りのこと。

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザイン、あるいは普遍的なデザインという意味。ユニバーサルデザインは、できるだけ多数の人々が利用できる製品・建物・環境を実現することを目的としています。ユニバーサルデザインのめざすところを要約すれば、「誰にでも公平で自由に使用でき、使用方法や情報が容易に理解でき、無理なく安全に使える」ようなデザインということになります。

心のバリアフリー

障害者、高齢者、子育て世帯など、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。

政策のめざす方向性

道路、歩道、橋りょう等の整備や電線類地中化を推進し、バリアフリーに配慮した安全で快適な歩行空間や円滑な交通の確保、緑のネットワークや良好な景観の形成、防災機能の向上を図ります。区民等の憩いや交流を生み、緑化や防災の拠点となる公園、児童遊園等の整備を推進します。また、市街地再開発事業等の諸制度を活用し、誰もが安全で快適に利用でき、多くの外国人が住み大使館や国際的な企業が集積する港区の地域特性に配慮した、世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 2 「世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する」について満足している区民の割合	37.1%*	40.1%	43.4%	44.5%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(7.3%)、「まあ満足」(29.8%)、「どちらともいえない」(41.7%)、「あまり満足ではない」(12.6%)、「満足ではない」(3.6%)、「不明」(5.1%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係

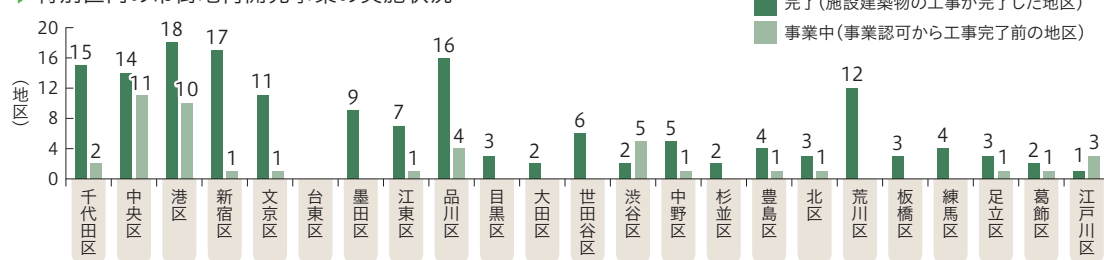


港区の現状

特別区内の市街地再開発事業の実施状況

市街地再開発事業が22区内で実施されています。特に都心の千代田区、中央区、港区、新宿区においては事業箇所数が多く、市街地再開発事業を活用することで都市機能の更新を図っていることが分かります。

▶ 特別区内の市街地再開発事業の実施状況

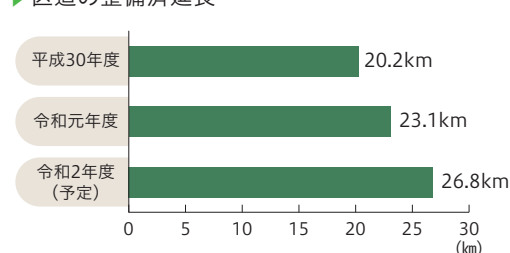


出典：東京都都市整備局ホームページ(平成31(2019)年3月現在)を基に作成

自転車走行空間の整備延長

「港区自転車利用環境整備方針」(平成25(2013)年3月)で示す自転車ネットワークの早期実現に向けて、計画的に自転車走行空間の整備を進めています。

▶ 区道の整備済延長



政策体系

政策 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

施策 1 安全で安心に移動できる道路の整備

- 主な取組**
- ① 都市計画道路の整備 計画事業 重点課題 2
 - ② 歩道の整備 計画事業 重点課題 4
 - ③ 電線類地中化の推進 計画事業 重点課題 2
 - ④ 歩車共存道路の整備 計画事業 重点課題 3
 - ⑤ 橋りよの計画的な整備 計画事業 重点課題 2
 - ⑥ 自転車走行空間整備の推進 計画事業 重点課題 3

施策 2 都心機能を支え人にやさしい公園の整備

- 主な取組**
- ① 都市計画公園の整備 計画事業 重点課題 2
 - ② 公園の整備 計画事業 重点課題 3
 - ③ 児童遊園の整備 計画事業 重点課題 3
 - ④ 上下水道施設上部利用公園の整備
 - ⑤ プレーパークの推進
 - ⑥ 親子のあそび場づくり(あそびのさち)

施策 3 安全で快適に利用できる公共施設の整備

- 主な取組**
- ① 快適な公衆・公園トイレの整備 計画事業 重点課題 4
 - ② 案内標識の整備
 - ③ 地下空間の利用
 - ④ 小広場(ポケットパーク)の整備

施策 4 市街地再開発事業等諸制度の活用と支援

- 主な取組**
- ① 市街地再開発事業への支援 計画事業 重点課題 2
 - ② 品川駅改良に伴う事業の推進 計画事業 重点課題 3
 - ③ 土地区画整理事業の活用
 - ④ 市街地再開発事業等の評価

プレーパーク

子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項を少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切にして、子どもが遊び場にある道具や廃材、自然素材を使って、自分のしたいことに挑戦し、実現していくことで、子どもが遊びをとおして豊かに育つことを支えていく場所。冒険遊び場ともいいます。

安全で安心に移動できる道路の整備

目標・期待する成果

都市防災機能の強化や安全・安心で快適な歩行空間の創出などを図るため、電線類地中化を推進するとともに、バリアフリーに配慮した、誰もが安全で安心に移動できる道路の整備を推進します。

安全で円滑な道路交通を確保するとともに災害時の避難路を確保するため、橋りょうの架替え工事や耐震補強工事を計画的に推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

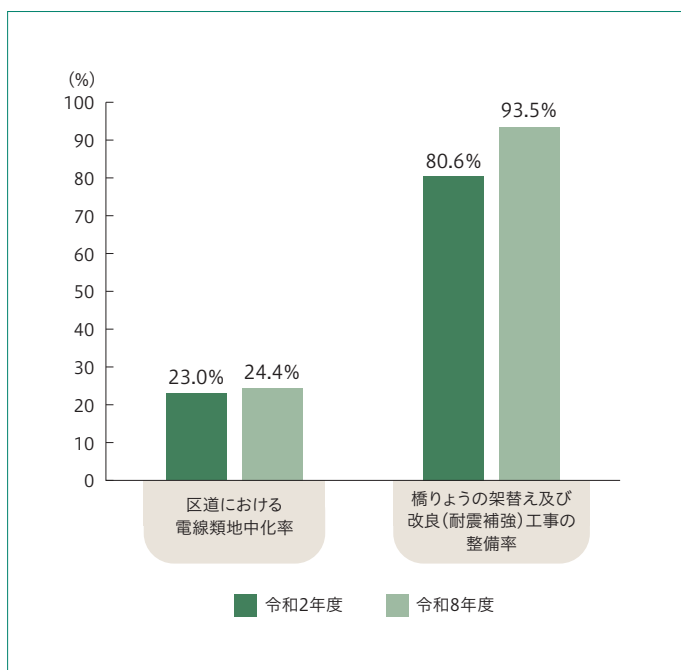
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
区道における電線類地中化率	23.0%	23.6%	24.4%
橋りょうの架替え及び改良(耐震補強)工事の整備率	80.6%	87.0%	93.5%

現状と課題

誰もが安全で安心に移動できる道路の整備

- 道路整備においては、電線類の地中化や道路緑化、自転車走行空間の充実を図るとともに、安全で安心に移動できる快適な歩行空間を確保するため、バリアフリー化を推進する必要があります。特に、電線類の地中化は、震災等による電柱の倒壊や電線の切断により、区民の避難や緊急車両の通行等の妨げとなり得るため、積極的に進めていく必要があります。
- 地域特性を踏まえた道路とするためには、区民の参画を得ながら、整備を進める必要があります。

▶区道における電線類地中化率及び橋りょうの整備率



主な取組

① 都市計画道路の整備

計画事業

重点課題 2



都市計画道路の整備は、都市計画決定に基づき安全で快適な歩行空間の確保、円滑な交通の流れ、緑のネットワークづくり、景観形成、防災機能の向上など、多面的な効果を目的として行っています。特に災害時における避難場所へのアクセス性向上や歩行者の安全な通行空間の拡充など、地域の防災上重要な機能を果たします。

② 歩道の整備

計画事業

重点課題 4



自動車と歩行者の通行空間を分離し、歩行者の安全を確保するとともに、防災機能の向上やバリアフリーに配慮した、誰もが安全で安心に移動できるゆとりある歩道の整備を進めます。また、整備に当たっては自転車の走行空間についても検討し、歩行者・自転車・自動車を分離することで、それぞれの安全性に配慮した整備を推進していきます。

③ 電線類地中化の推進

計画事業

重点課題 2



「港区電線類地中化整備基本方針」に基づき、都市防災機能の強化や安全・安心で快適な歩行空間の創出、美しい街並み景観の形成などを図るため、電線類地中化に優先的に取り組む地域や路線を示し、計画的に推進します。また、地上機器の小型化や工期を縮減する方式などの新技術を活用し、電線類の地中化を推進します。

④ 歩車共存道路の整備

計画事業

重点課題 3



道路幅員が狭く歩道の整備が困難な区民の日常生活に密着した道路において、その道路を通過する自動車の交通量や速度を抑制し、歩行者優先の安全で安心な通行空間の確保と交通事故防止のための整備を行います。整備に当たっては歩行者の通行帯のカラー化などを行い、視覚的に歩行者優先の通行空間を創出し、歩行者と自動車などとの共存化を図ります。

⑤ 橋りょうの計画的な整備

計画事業

重点課題 2



安全で円滑な道路交通を確保するとともに災害時の避難路を確保するため、橋りょうの架替え工事や耐震補強工事を計画的に行います。橋りょうの架替えに当たっては、周辺の景観と調和したデザインとなるよう配慮した上で、整備を行います。

⑥ 自転車走行空間整備の推進

計画事業

重点課題 3



安全・安心で快適に道路空間を利用できるよう、「港区自転車利用環境整備方針」に基づき自転車利用環境の整備を推進します。整備に当たっては、所轄警察署や国道、都道の管理者等と連携し、自転車専用通行帯や自転車ナビマーク等により、歩行者・自転車・自動車を分離した自転車走行空間を整備します。

関連計画

- 港区まちづくりマスタープラン、港区バリアフリー基本構想、港区電線類地中化整備基本方針、港区自転車利用環境整備方針、港区自転車利用環境整備計画

自転車ナビマーク

自転車と矢印を組み合わせた記号をペイント等によって路面表示し、自転車の通行部分及び進行方向を示すもの。

都心機能を支え人にやさしい公園の整備

目標・期待する成果

港区固有の自然や歴史を保全しつつ、個性ある都市景観の創造に資するとともに、都市環境負荷の軽減や防災性の向上につなげます。

また、港区に暮らす人、働く人にとって、やすらげる場所となるとともに、レクリエーション利用を通じて人々が集う場となり、暮らしに潤いを与える空間となるよう公園整備を進めます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
利用者アンケートによる整備前後の満足度	80%以上	80%以上	80%以上

現状と課題

都心機能を支え、人にやさしい公園の整備

- 公園や児童遊園等の整備に際しては、誰もが使いやすいように、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考えのもと、施設の改善を図る必要があります。
- 公園の多くが、震災等に際して一時的に避難する場所となっています。マンホールトイレなど防災施設の設置を進め、防災機能の強化を図る必要があります。
- 公園は、誰もが利用できる空間であり、子どもの遊び、休息や散策、スポーツなど、様々なレクリエーションの場として重要な役割をもっています。地域特性や区民のライフスタイルに合わせて、既存公園の再整備を進める必要があります。
- 多様化する保育需要に応えるため、認証保育園の設置が進んでいます。公園等が園庭のない認証保育園の代替園庭となることを意識し、整備を進める必要があります。
- 計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて既存公園の再整備を進める必要があります。

▶ 六本木西公園



主な取組

① 都市計画公園の整備

計画事業

重点課題 2

3B

都市計画公園の整備は、都市計画決定に基づき将来的に公園にする区域の用地を取得し、計画的に公園の拡張や新設を行っています。都市計画公園が整備されることで区民の憩いや交流が図られるとともに、オープンスペースとして都市に潤いを与え、ヒートアイランド現象緩和の役割を果たします。さらには災害時において地域集合場所となるなど、防災活動拠点の機能を有する公園として整備を推進します。

② 公園の整備

計画事業

重点課題 3

3B

公園は誰もが利用できる空間として、休息やレクリエーション、地域のコミュニケーションの場、さらに、緑の拠点、災害時の地域集合場所や防災活動拠点、保育園の代替園庭機能等、求められる役割や区民ニーズが年々多様化しています。計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて公園の整備を進めます。

③ 児童遊園の整備

計画事業

重点課題 3

3B

地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、また、地域の大人や高齢者にとっても身近なコミュニティ形成の拠点の一つとして、安心して集い和める魅力ある児童遊園を整備します。また、保育園の代替園庭となることを考えた施設整備や、子どもの遊び空間と隔たりがある場所では、利用実態を踏まえた施設整備を検討します。

④ 上下水道施設上部利用公園の整備

芝浦水再生センター再構築事業の進捗に合わせ、段階的に上部利用公園の拡充が図られるよう東京都下水道局と調整し、区民の意向が十分反映されるスポーツ・レクリエーション機能を持った公園の整備を進めます。また、JR高輪ゲートウェイ駅東側連絡通路の整備により、JR高輪ゲートウェイ駅と芝浦水再生センターまでのアクセスを確保します。

⑤ プレーパークの推進

子どもたちが自由にのびのびと思い切り遊べるように場所と機会を提供するとともに、遊びをとおして子どもたちの豊かな心身の発育を支えるため、プレーパーク事業を推進します。住民組織により実施している公園等では、更なる充実や常設化を図るとともに、新たな住民組織の発掘と5地区それぞれへのプレーパークの設置をめざします。

⑥ 親子のあそび場づくり(あそびのきち)

0歳から5歳までの未就学児とその保護者を対象に、親子が安全・安心に自然遊びを楽しめる場として、また、身近な子育て支援の場として、あそびのきち事業を推進します。プレーパーク事業と連携し、乳幼児期から学童期までの成長に合わせた外遊びを展開し、子どもの心身の発達や豊かな成長を促します。

関連計画

- 港区まちづくりマスタープラン、港区緑と水の総合計画、港区にぎわい公園づくり基本方針、港区バリアフリー基本構想、港区公園施設等維持管理計画

安全で快適に利用できる公共施設の整備

目標・期待する成果

子どもから大人まで誰もが安全で快適に利用できる空間とするため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設整備を進めます。また、緑量を増やし、潤いある生活環境をつくるため、小広場(緑地)の整備を進めます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
「だれでもトイレ」の整備率*	72.4%	73.5%	75.8%
大規模開発等により整備された緑地の箇所数	26か所	28か所	29か所

※整備可能なトイレに対する比率

現状と課題

誰もが安全で快適に利用できる公共施設の整備

- 公衆トイレは、あらゆる人々の利便に供するとともに、都市の景観と衛生に貢献しています。区民、在勤者をはじめ、国内外から港区を訪れる全ての人々に向けて、安心して気持ちよく利用できるよう計画的に整備を進める必要があります。
- 案内標識は、多言語対応やピクトグラムを用いて設置し、外国人や来街者にも容易に理解できるよう配慮する必要があります。

▶ 権田原公衆便所



主な取組

① 快適な公衆・公園トイレの整備

計画事業

重点課題 4

34

公衆・公園トイレの新設・建替え時には、高齢者・障害者が安心して使えるバリアフリー対応の「だれでもトイレ」を設置するとともに、幼児・子ども連れの方に配慮したベビーベッドやベビーチェアの他にオストメイト等を備え、誰もが安全で快適に利用できるトイレの整備を進めます。また、既存トイレについても、順次、和式から洋式便座への転換を行います。

② 案内標識の整備

国際化にも配慮した多言語対応やユニバーサルデザイン、ピクトグラムを用いて、誰もが容易に理解することができる案内標識類の設置や更新を進めます。また、歴史・文化資源を有する公園等においては、区の歴史・文化を説明する表示板を設置します。

③ 地下空間の利用

土地の有効活用を図り、安全で快適なまちを実現するため、駅周辺の開発に合わせ、地下歩行者通路を整備します。整備により、地上と地下の重層的な歩行者ネットワークの拡充や駅周辺の混雑緩和を図るとともに、歩行者の安全性と利便性を確保します。

④ 小広場(ポケットパーク)の整備

大規模な民間開発などの際は、区民や働く人の憩いの場となる街かどの小広場(緑地)の整備を進めます。区は、開発事業者に周辺の公園等及び民有地との連続や、区民や在勤者、来街者の利用しやすい観点から、小広場(緑地)の配置や整備内容等について指導・誘導していきます。

関連計画

- 港区まちづくりマスタープラン、港区緑と水の総合計画、港区バリアフリー基本構想、港区にぎわい公園づくり基本方針

▶ 浜松町一丁目緑地



だれでもトイレ

車いすを使用する人が使いやすいよう入口を広くし、トイレ内にも移動可能なスペースを設け、便器の周りには手すりを設置したトイレのこと。その他にも、人工肛門等を装着している人のためのオストメイト対応設備、子ども連れの人が使用できるおむつ替えシート・ベビーチェア等が設置されているものもあります。

ピクトグラム

言葉を使わなくても情報を伝えられるように、単純な図で視覚的に表現する記号のこと。「絵文字」「絵単語」とも呼ばれます。

市街地再開発事業等諸制度の活用と支援

世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する

目標・期待する成果

市街地再開発事業や土地区画整理事業等により、道路、公園などの公共施設や交通基盤を整備・拡充するとともに、地域に求められる都市機能の導入を誘導することで、住環境や利便性、防災機能の向上を図り、地域特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

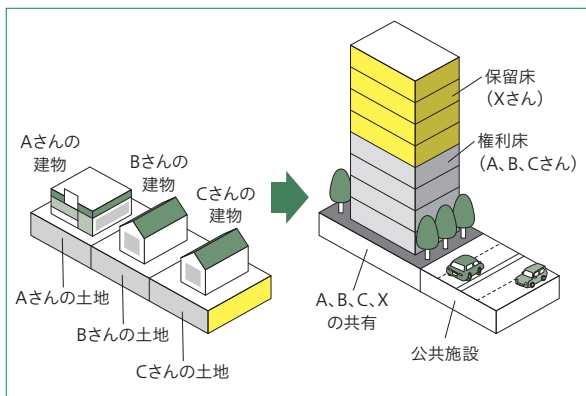
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
密集した老朽建築物が更新され、防災機能や安全性が向上した面積	73.6ha	125.8ha	138.5ha

現状と課題

地域の特性を生かした人にやさしい良質な都市空間・居住環境の創出

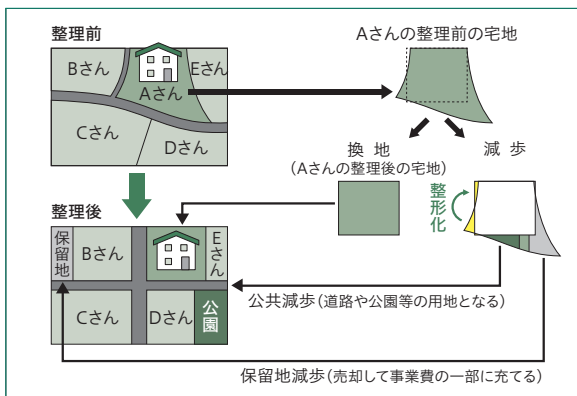
- 地域の強みを増し、各地域の特性を生かした快適な住環境を保全・整備し、多様な人々の生活・就業空間を形成していくため、建築物や都市・生活基盤の一体的な整備が必要な地域があります。
- このような地域では、様々な事業手法を活用し、地域に密着したきめ細かなまちづくりを進める必要があります。
- 社会的責務の一環として、環境負荷の軽減や地域に調和した良好な住環境の創出などの地域貢献について、開発事業者に求めることが重要です。

▶市街地再開発事業の仕組み



出典:国土交通省都市局ホームページを基に作成

▶土地区画整理事業の仕組み



出典:国土交通省都市局ホームページを基に作成

▶市街地再開発事業により整備された建築物と公共施設等 (虎ノ門一丁目地区)



提供:虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合

▶土地区画整理事業の活用により整備された市街地 (汐留地区)



出典:東京都都市整備局ホームページ

主な取組

① 市街地再開発事業への支援

計画事業

重点課題 2

33

自然災害への対応や都心居住環境の向上を図るため、老朽建築物の更新、建築敷地の統合、都市基盤の整備を一体的に図ることが求められています。地域の方々が、自らの発意と合意に基づき、都市基盤の整備や住環境の向上など、地域の実情に応じたまちづくりを進めていくために、市街地再開発組合等の活動を支援します。

② 品川駅改良に伴う事業の推進

計画事業

重点課題 3

33

品川駅は、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備により、広域的なアクセス性や交通の拠点性が高まる中、交通結節点としての機能拡充が求められています。このため、来訪者にも分かりやすく、利便性の高い駅空間の形成や、駅構内での複雑な乗換動線の解消、高輪地区と芝浦港南地区との東西地域間の連絡性の強化に向けて、連続立体交差事業や鉄道駅総合改善事業を推進します。

③ 土地区画整理事業の活用

低未利用地の集約や、不整形地が散在する街区の再編等により、道路や公園などの公共施設が整備拡充されるとともに、地域の特性に応じた住環境の整備や、地震等の大規模な災害に対する防災機能の向上が図られる場合は、必要に応じて土地区画整理事業の活用を指導・誘導します。

④ 市街地再開発事業等の評価

市街地再開発事業の整備が完了した地区について、事業効果等を容易に確認できるようにするため、市街地再開発事業の事後評価制度を活用します。地域特性に応じたきめ細かなまちづくり、地域の個性を生かした市街地整備など、各事業の特性に応じた事業効果についても評価します。

関連計画

- 港区まちづくりマスタープラン

政策のめざす方向性

鉄道駅利用者が集中する自由通路や駅前広場など駅周辺の交通機能を充実し、円滑な歩行空間を確保します。駐車場地域ルールの方策を進め、公共交通網を活用した環境負荷の少ない交通環境を実現します。自転車等駐車を整備し、放置自転車等の解消をめざします。区民生活を支え、区民福祉の向上に寄与する港区コミュニティバス、台場シャトルバスに加え、地区内の回遊性と利便性を高める自転車シェアリングなどの地域公共交通サービスを充実します。交通安全意識の高揚を図り、区内の交通事故の防止に取り組みます。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 3 「快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める」について満足している区民の割合	35.0%*	37.8%	40.9%	42.0%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(7.5%)、「まあ満足」(27.5%)、「どちらともいえない」(39.1%)、「あまり満足ではない」(15.3%)、「満足ではない」(5.3%)、「不明」(5.4%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係

3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



港区の現状

広域公共交通ネットワークの整備

港区内には、JR5駅、京浜急行2駅、東京メトロ17駅、都営地下鉄15駅、東京モノレール1駅、ゆりかもめ7駅があり、公共交通ネットワークが高水準に整備されています。平成28(2016)年4月、交通政策審議会から区内に関連する6件(4路線、2駅)の事業が答申されました。

また、リニア中央新幹線品川駅の整備工事が進んでいます。

さらに、都心と臨海副都心を結ぶBRT(バス高速輸送システム)が運行開始され、港区内には、新橋と虎ノ門ヒルズに2つの停留施設が設置されました。

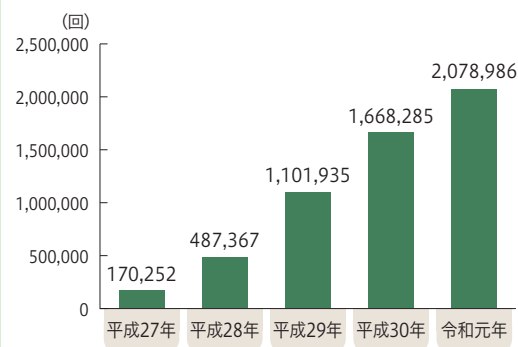
▶ 自転車シェアリング



地域交通ネットワーク

港区コミュニティバス(ちいばす)、台場シャトルバス(お台場レインボーバス)、自転車シェアリングの3つの地域交通手段を現在提供しています。こうした交通手段で対応できない、いわゆる交通不便地域への新たな交通手段の検討を行う必要があります。

▶ 自転車シェアリング年間利用回数



交通ネットワークの連携

既存や今後整備される予定の広域公共交通ネットワークに加え、地区内移動を助ける地域交通ネットワークとの連携を図り、各交通手段の適切な役割分担に基づく交通体系の構築をめざす必要があります。

政策体系

政策 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

施策 1 駅周辺の交通機能の充実

- 主な取組
- ① JR各駅の自由通路の整備
 - ② 駅前広場(交通広場)の確保
 - ③ 地下鉄出入口周辺の地域広場の整備

施策 2 駐車施設の確保・整備

- 主な取組
- ① 自転車等駐車場の整備 計画事業 重点課題 5
 - ② 駐車場地域ルールの方策
 - ③ 公共駐車場の利用促進
 - ④ 自転車の活用推進
 - ⑤ 民設民営による自転車等駐車場の整備

施策 3 交通まちづくりの推進

- 主な取組
- ① 港区コミュニティバスの運行
 - ② 台場シャトルバスの運行の支援
 - ③ 自転車シェアリングの推進
 - ④ 港区版MaaSの導入に向けた検討
 - ⑤ 新たな交通手段の導入の検討

施策 4 交通安全の確保

- 主な取組
- ① 交通安全意識の高揚
 - ② 高齢者の運転免許返納支援
 - ③ 歩行者が安全かつ快適に歩ける環境の整備

駅周辺の交通機能の充実

目標・期待する成果

開発事業者や交通事業者等への誘導により、歩行者が快適に通行でき、駅施設や周辺地域とつながる緑豊かな安全・安心な歩行者空間や滞留空間の創出を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
地下鉄駅出入口周辺に地域広場が整備された地区数	12地区	15地区	20地区

現状と課題

利用者が増加・集中する駅から周辺へとつながる歩行者空間の確保

- 周辺の大規模な土地利用転換による就業人口・居住人口の増加に伴い、歩行者が快適に通行できる環境の確保といった交通機能の強化が求められています。このため、駅施設や周辺地域へとつながる緑豊かな安全・安心な歩行者の空間整備や滞留空間を含めたオープンスペースの確保を促進していく必要があります。
- JR各駅の駅前広場は、地域交通等の結節点機能を担っており、他の公共交通へのスムーズな乗り換え・乗り継ぎが重要であり、周辺地域より多くの駅利用者が集中することから、円滑な歩行者の流れとその流れを受け止める集散空間の確保が課題です。

▶ JR高輪ゲートウェイ駅の駅広場整備イメージパース



提供: 東日本旅客鉄道株式会社

主な取組

① JR各駅の自由通路の整備

JR浜松町駅、田町駅、高輪ゲートウェイ駅及び品川駅の交通機能の強化を図るため、周辺地区の開発事業に対して、東西自由通路や道路、公園等の都市基盤の整備を誘導するとともに、交通事業者に協力を要請します。

② 駅前広場(交通広場)の確保

JR各駅等の駅前広場(交通広場)の整備について、地区の特性を生かした広場整備を関係機関に要請するとともに、近接する地域の開発などに際して整備を誘導します。

③ 地下鉄出入口周辺の地域広場の整備

地下鉄駅に近接する地域の開発などにおいては、地下鉄出入口周辺を地域の広場として確保するとともに、防災上も有効に活用できるよう整備を誘導します。

関連計画

- 港区まちづくりマスタープラン

オープンスペース

公園・緑地や水辺、広場等の公共的な空間や、道路空間と連続した民有地で、一般に開放され自由に通行または利用することができる、開放的で広がりのある空間をいいます。

駐車施設の確保・整備

快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める

目標・期待する成果

放置自転車台数を減らすなど、各地域において利用実態を踏まえた放置自転車対策を進めます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

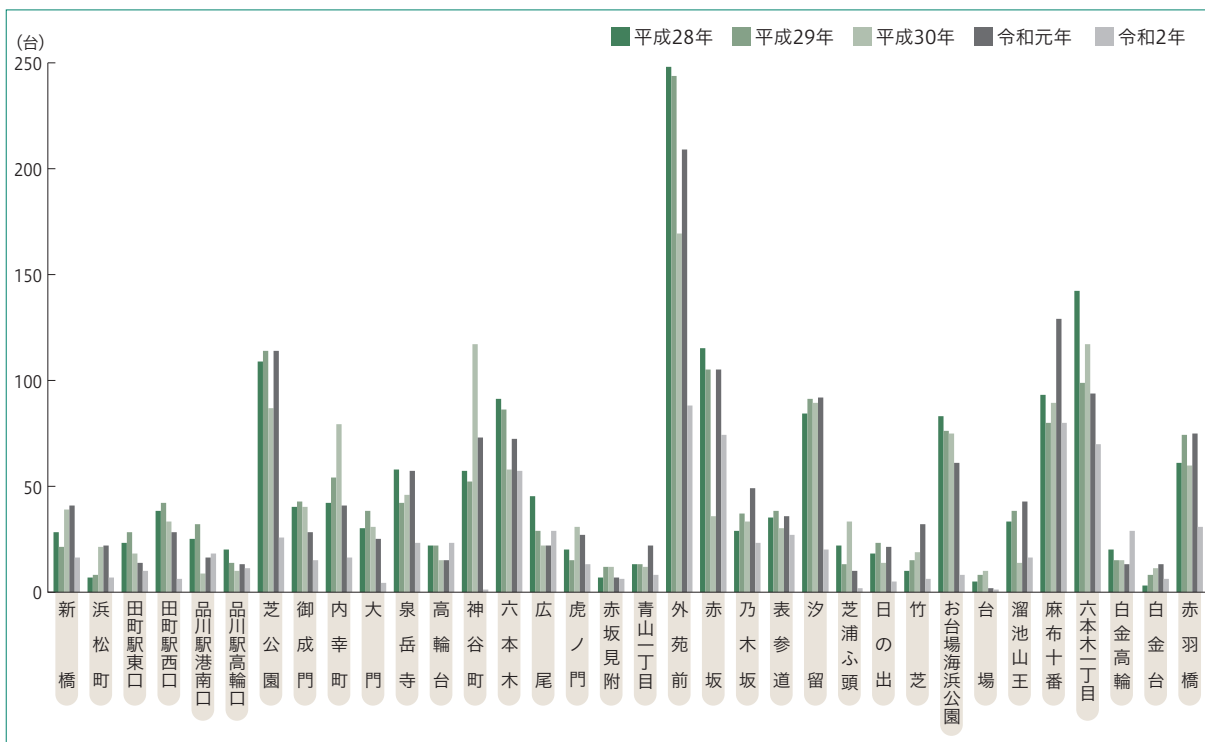
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
放置自転車台数	1,550台/日	1,400台/日	1,300台/日

現状と課題

各地域における利用実態を踏まえた駐車対策

- 放置自転車等の解消に向けては、自転車等駐車場の整備状況や放置自転車の状況に合わせて放置禁止区域を随時拡大する必要があります。区域内では即時撤去の実施を徹底していますが、今後とも違法駐輪に対する監視や指導を強化するとともに、民間事業者と連携した駐車施設を確保する必要があります。これまでに自転車等駐車場を11か所整備し、放置自転車等の解消に向け取り組んできました。
- 駐車場地域ルール策定については、関係する計画や機関等を含めて検討を重ねて、駐車実態や将来の開発動向を踏まえ、適正な駐車施設の整備の基準となるよう進める必要があります。これまでに駐車場地域ルールを2か所策定しています。
- 違法駐車は交通渋滞や交通事故を誘発し、緊急自動車の通行の妨げになるため、多様化する駐車問題を解決し、既存の駐車場が有効に活用されるような取組が必要です。民間駐車場の整備拡大については、附置義務制度のほか、大規模開発による駐車場施設の確保への指導・誘導を行うとともに、必要に応じて自転車等駐車場や自転車シェアリングのサイクルポートの整備を要請していく必要があります。

▶年度別駅前放置自転車の推移(単位:台)



出典:令和2(2020)年度版事業概要 港区の街づくり

主な取組

① 自転車等駐車場の整備

計画事業

重点課題 5

36

駅周辺の放置自転車等を減少させ、安全で快適な歩行空間の確保と美しい街並みを形成するとともに、自転車等利用者の利便性向上のため、大型のチャイルドシート付自転車に対応した自転車等駐車場の整備を促進します。また、整備した駐車場の利用促進を図るとともに、駐車場の管理業務についても、継続して効率化を図っていきます。

② 駐車場地域ルールの方策

地域の駐車実態を基にした駐車施設の適正配置の検討や、駐車施設の集約化などについて、駐車場整備に関する地域ルールを策定し、民間事業者との役割分担を考慮し、駐車施設の確保・整備に努めます。

③ 公共駐車場の利用促進

公共駐車場は、路上駐車を解消し、歩行者及び車両交通の安全を確保することにより、道路交通の円滑化を図ることを目的に整備されています。この公共駐車場の利用促進のため、渋滞緩和、低炭素まちづくりに寄与するカーシェアリングについて、指定管理者と連携して推進します。

④ 自転車の活用推進

平成29(2017)年5月に施行された「自転車活用推進法」を踏まえ、低炭素社会の実現、災害時の交通手段、健康増進、交通体系における自転車の役割の拡大をめざし、自転車走行通行帯を整備するなど、自転車の活用推進を図ります。

⑤ 民設民営による自転車等駐車場の整備

開発の機会を捉え、開発事業者などに自転車等駐車場の整備を要請します。また、区との協定による公共的管理運営を行うなど、自転車等駐車場施策の新たな手法を検討します。

関連計画

- 港区総合交通戦略、港区自転車等総合基本計画、港区低炭素まちづくり計画

サイクルポート

自転車置き場のこと。自転車シェアリングの拠点となる自転車置き場をサイクルポートと呼ぶことがあります。

カーシェアリング

登録をした会員間で特定の自動車を共同利用するサービス・システムのこと。

交通まちづくりの推進

目標・期待する成果

新しい生活様式や今後の交通需要、自動運転など、地域交通ネットワークのあり方を見直した上で、新たな地域交通ネットワークの連携・強化に取り組みます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
港区コミュニティバスの乗車人員	3,200,000人/年	3,600,000人/年	4,000,000人/年
自転車シェアリングの年間利用回数	2,000,000回/年	3,500,000回/年	5,000,000回/年

現状と課題

地域交通サービスのネットワーク構築

- 交通に関する施策を総合的かつ戦略的に実施するため、「港区総合交通戦略」のめざすべき将来都市像である「快適な道路・交通ネットワークの形成」の実現に向けた施策が必要です。
- 港区コミュニティバス「ちいばす」は、平成16(2004)年10月に田町ルート及び赤坂ルートの2路線の運行を開始しました。平成22(2010)年3月から新規に5路線を導入し、7路線で運行を行っています。また、「ちいばす」の継続的な改善により、移動の利便性の向上を図ってきましたが、ルート等の改善や「ちいばす」が運行できない地域に新たな交通手段に関する要望があります。
- 台場シャトルバスの運行継続のため、安定した経営環境の構築が必要です。
- 放置自転車対策とともに、地区内の回遊性と利便性を高めるため、自転車を共同利用する新しい交通手段として平成26(2014)年10月から自転車シェアリングを実施しています。区内全域にわたるポート設置を進め、他区との相互乗り入れを更に推進する必要があります。
- 民間事業者と東京都による既存の舟着場や防災舟着場を利用した舟運の取組が始まっています。まだ観光的側面が多い交通手段ですが、今後の動向を注視するとともに、舟着場への移動手段を検討する必要があります。

▶ 自転車シェアリング



▶ 港区コミュニティバス「ちいばす」



主な取組

① 港区コミュニティバスの運行

これまでのサービス提供のあり方を検証し、新しい生活様式に対応するようなサービス改善や、料金体系の変更、バス停の上屋下面の有効活用などの検討を進め、持続的で安定性のある港区コミュニティバスの運行について、採算性を考慮しながら、地域交通としての運行を確保します。

② 台場シャトルバスの運行の支援

台場地域の日常生活を支える移動手段を確保するため、台場シャトルバスの運行を支援してきました。平成29(2017)年度からは新たな補助スキームで、令和3(2021)年度までの5年間での黒字化をめざしていました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者が大幅に減少しています。そのため、支援期間の延長や効率化を図り、運行支援の継続により黒字化を進め、運行事業者による自主運行をめざす新たな補助スキームを構築します。

③ 自転車シェアリングの推進

港区自転車シェアリングは、放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性向上等を目的として、平成26(2014)年8月から実証実験を行い、令和2(2020)年4月から本格実施しています。手軽に利用でき環境にもやさしい自転車の利用を促進し、区内の交通ネットワークを補完するため、自転車シェアリングを拡充します。また、利便性の向上のため、駅やバス停、舟着場などへのポートの設置を進めるとともに、区内全域への設置と近隣区との相互乗り入れを更に推進します。

④ 港区版MaaSの導入に向けた検討

MaaS(Mobility as a Service)は、スマートフォンアプリにより、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。港区において、港区版MaaSの導入に向けた検討を進めるため、モデル地区で民間活力を活用した実証実験に取り組みます。

⑤ 新たな交通手段の導入の検討

これまでの港区コミュニティバスや自転車シェアリングとは違った小型モビリティの導入に向けた検討を進め、民間事業者と連携して実証実験に取り組みます。

関連計画

- 港区総合交通戦略

小型モビリティ

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人~2人乗り程度の車両のこと。国土交通省において、公道走行を可能とする認定制度が設置されています(超小型モビリティ)。

交通安全の確保

目標・期待する成果

交通事故のない社会をめざし、交通安全意識の高揚を図り、区内の交通事故の防止に取り組みます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

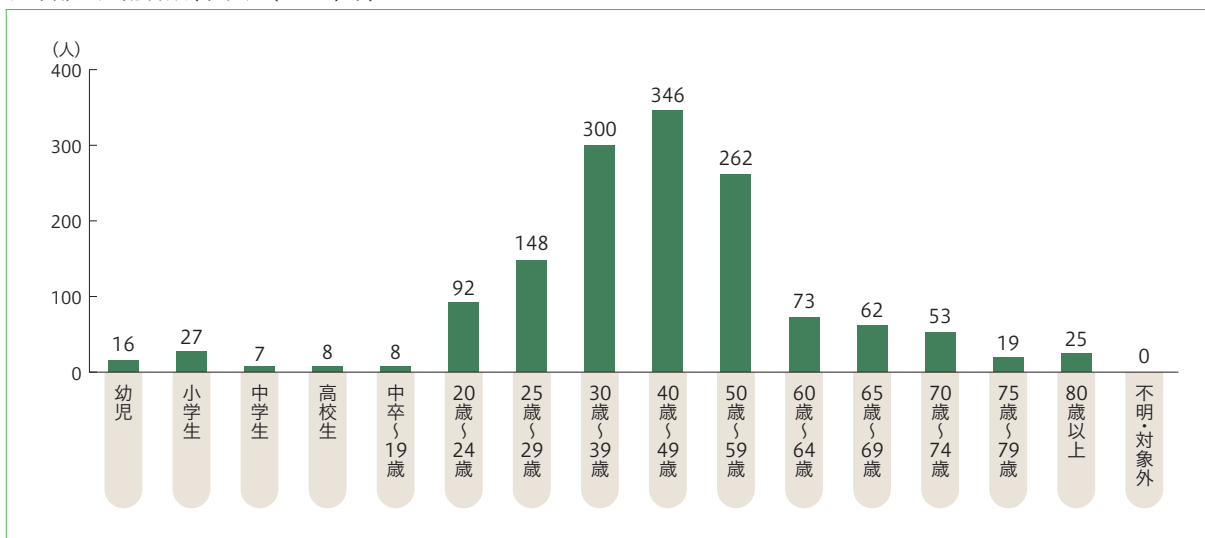
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
交通事故件数	1,200件/年	1,100件/年	1,000件/年

現状と課題

区内の交通事故防止に向けた取組の推進

- 区内の交通事故件数、死傷者数ともに減少傾向でしたが、令和元(2019)年は、交通事故発生件数1,256件で、死傷者数1,446人(うち死者2人)と、前年に比べ件数では37件、死傷者数で52人増加しました。
- 平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とする「第10次港区交通安全計画」を策定し、毎年の交通死亡事故死者数0(ゼロ)、交通事故負傷者数1,000人以下をめざしてきました。
- 今後の課題として、自転車走行空間の整備に合わせ、自転車と歩行者の双方が、安全・安心・快適に道路の利用ができるよう自転車利用者への交通安全意識と走行マナーの啓発が必要です。
- 港区の特徴として、タクシー関与の人身事故件数が全体の約40%にもなり、タクシー事故防止への啓発、指導、取締りなど、警察署と連携した取組が必要です。
- 交通事故死傷者数は減少していますが、高齢者が関与した交通事故は依然として減少していません。関係機関と協力した積極的な取組が必要です。
- 国内や世界各国から多くの観光客の来訪が予想される東京2020大会を契機とした交通安全対策として、道路交通環境のユニバーサルデザイン化や分かりやすい表示看板等の整備、外国人観光客に向けた啓発活動が必要です。

▶ 年齢別死傷者数(令和元(2019)年)



出典:令和2(2020)年度版事業概要 港区の街づくり

主な取組

① 交通安全意識の高揚

学校や警察署、交通安全協会との連携を深めた交通安全への取組に加え、タクシー業界や区内事業者へも協力を要請し、啓発に取り組みます。また、自転車利用者の増加に伴い、自転車安全利用を含めた体験型の交通安全教育や講習などにより、区民や通勤・通学者などに交通安全意識の高揚を図ります。

② 高齢者の運転免許返納支援

高齢者が関与する交通事故を防止するため、加齢に伴う認知機能や身体機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者を対象に運転免許の自主返納を促進します。

③ 歩行者が安全かつ快適に歩ける環境の整備

歩行者の安全のためには、歩行者空間の整備を進めるとともに、歩行者が快適に歩ける環境の整備が必要です。このため、歩行者空間の整備に当たっては、歩行者専用道路の整備に加え、坂道への手すりやベンチの設置により、歩行者環境の整備を推進します。

▶ 自転車安全利用講習(スケアード・ストレイト方式)



▶ ベンチの設置



▶ 坂道の手すり



スケアード・ストレイト方式

恐怖を直視するという意味で、恐怖を実感することでそれにつながる危険行為を未然に防止するための教育方法。講習では、プロのスタントマンにより交通事故を再現することで、恐怖体験をとおり交通ルールの大切さを学びます。

政策のめざす方向性

首都直下地震などの大規模地震や台風、集中豪雨などの風水害に備え、帰宅困難者対策や共同住宅の震災対策、災害時の情報伝達手段の強化など港区の特性を踏まえた防災対策を充実します。備蓄物資の整備、民間事業者や全国自治体との連携強化による災害時の人員確保、既存建物の耐震化を進め、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた災害に強い体制の強化とまちづくりを進めます。防災の基本理念である「自助」「共助」「公助」に基づく区、区民、事業者の連携により、地域の防災力を向上し、災害に強い都心づくりを進めます。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 4 「自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める」について満足している区民の割合	28.0%*	30.3%	32.7%	33.6%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(4.9%)、「まあ満足」(23.1%)、「どちらともいえない」(50.1%)、「あまり満足ではない」(13.7%)、「満足ではない」(3.4%)、「不明」(4.9%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係

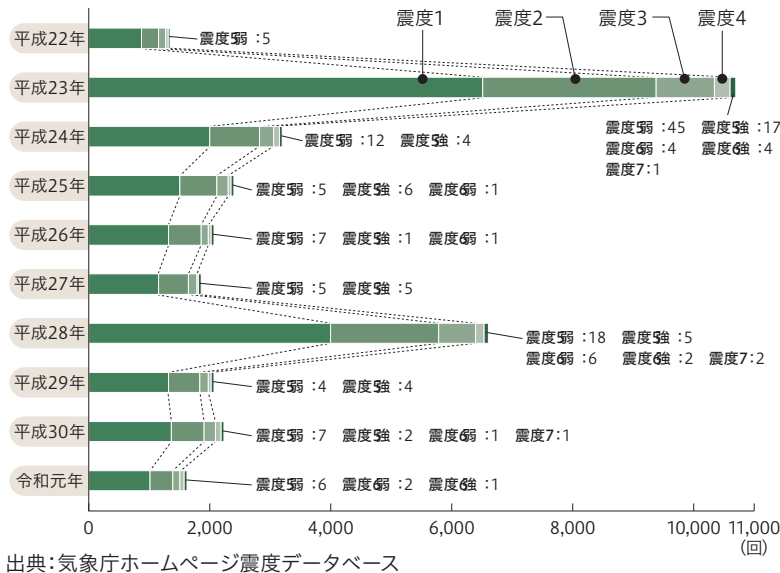


港区の現状

国内の地震発生状況

過去10年間に国内で発生した地震の最大震度別の回数を見ると、平成23(2011)年は東日本大震災、平成28(2016)年は熊本地震により非常に多い回数となっています。平成30(2018)年は回数が少ないものの、北海道胆振東部地震により震度7の地震が発生しています。

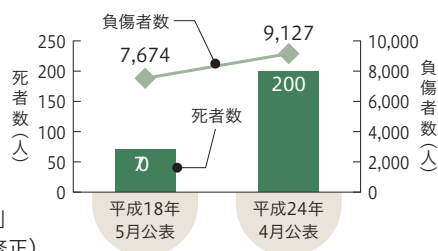
国内の地震発生状況



地震発生時の区の被害想定

「港区地域防災計画」を修正する際に用いる港区の被害想定を東京都が公表しています。死者200人(前回公表時70人)、負傷者9,127人(前回公表時7,674人)ともに前回公表時の被害想定よりも増加しています。

港区地域防災計画の被害想定



政策体系

政策 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める

施策 1 地震などの自然災害の防災対策の充実

- 主な取組**
- ① 帰宅困難者対策の強化
 - ② 災害時のトイレ対策の充実 計画事業 重点課題 2
 - ③ 共同住宅の震災対策の推進
 - ④ 災害時における情報発信・情報伝達手段の強化
 - ⑤ 感染症対策を踏まえた避難所の充実
 - ⑥ 区有施設の浸水対策
 - ⑦ 地域防災計画等の推進
 - ⑧ 防災・震災復興まちづくりの推進

施策 2 災害に強い体制の強化

- 主な取組**
- ① 備蓄倉庫及び備蓄物資の充実
 - ② 民間事業者・全国自治体との連携強化
 - ③ 大規模災害被災地の支援
 - ④ 地籍調査事業の推進

施策 3 災害に強いまちづくり

- 主な取組**
- ① 既存民間建築物の耐震化の促進
 - ② 細街路の整備(拡幅)
 - ③ 建築物等の災害対策の推進
 - ④ 道路等の災害対策の推進
 - ⑤ がけ・擁壁の災害対策の強化

施策 4 地域の防災力の向上

- 主な取組**
- ① 地域防災を担う人材の育成
 - ② 防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援
 - ③ 家庭の防災対策の充実
 - ④ 事業所の防災対策の促進
 - ⑤ 災害時要配慮者対策の充実

地震などの自然災害の防災対策の充実

目標・期待する成果

首都直下地震などの大規模地震や大型台風などの風水害に備え、帰宅困難者対策や共同住宅の震災対策、防災行政無線や港区防災ラジオなどの災害時における情報発信・情報伝達手段等を強化します。また、区有施設の浸水対策をはじめ、避難所の感染症対策など平時からの準備を進め、防災体制及び防災対策の充実を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
帰宅困難者の受入れに関する協定締結事業者数	76事業者	88事業者	100事業者
共同住宅防災組織の結成数	172棟	352棟	488棟

現状と課題

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた首都直下地震等の震災対策及び台風や集中豪雨などの風水害対策の強化

- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。区内では、大規模な被害はなかったものの、帰宅困難者対策、津波対策の必要性など、多くの課題が表面化しました。
- 令和元(2019)年に起きた台風の強風による建物被害、令和2(2020)年7月豪雨の広範囲に及ぶ河川氾濫や土砂災害など、地震だけではなく様々な要因による災害が発生しています。
- 区では、発生が危惧されている首都直下地震や近年多発している風水害などの様々な災害に対し、新型コロナウイルス感染症の対策も踏まえた防災対策を引き続き講じる必要があります。

▶帰宅困難者対策訓練の様子



▶マンホールトイレ



主な取組

① 帰宅困難者対策の強化

「港区防災対策基本条例」に基づき、従業員等の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者の一時滞在施設の確保などについて、駅周辺滞留者対策推進協議会や防災関係機関・事業者と協議し、相互に連携協力する仕組みづくりを進めます。また、広域的な帰宅困難者対策を充実させるため、東京都や他区との連携を図ります。

② 災害時のトイレ対策の充実

計画事業

重点課題 2

37

災害時におけるトイレの整備、主にマンホールトイレの設置基数の増加を図ります。「災害時用マンホールトイレ整備方針」に基づき、災害時に区民避難所(地域防災拠点)となる区立小・中学校及び区有施設等を中心に、公園や児童遊園にも計画的に設置します。また、防災訓練等を通じて既に整備されたマンホールトイレや組み立て式トイレの周知を図ります。

③ 共同住宅の震災対策の推進

共同住宅において、防災組織の結成を促進し、災害対応力を強化するため、建物の防災対策上の強みや弱みが一目で把握できる「防災カルテ」を作成するほか、区職員が住宅管理者を直接訪問し、防災対策の助言や防災アドバイザー派遣等の支援制度の紹介を行います。また、共同住宅特有の震災対策の強化と居住者の安全・安心を確保するため、共同住宅内で防災活動に取り組む防災組織に対して防災資器材の助成を行うなど、住宅の規模に応じたきめ細かな支援を展開します。

④ 災害時における情報発信・情報伝達手段の強化

防災・災害情報の発信力を強化するため、防災行政無線の更新をはじめ、防災行政無線が聞き取りにくい世帯から「配布を希望する全ての世帯」へと配布対象を拡大した港区防災ラジオや、浸水想定区域のほか土砂災害警戒区域等が確認できるように機能を追加した防災アプリなどの情報伝達手段の更なる充実・周知を行います。

⑤ 感染症対策を踏まえた避難所の充実

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するため、マニュアルを作成・活用し、一人当たりの避難スペースの拡大や発熱者等のための専用スペースの確保などの感染防止対策を徹底します。また、一人当たりの避難スペースの拡大に伴い、避難を必要とする全ての人を受け入れられるよう、都立施設やホテル等の民間施設の活用により、新たな避難所の確保を図ります。

⑥ 区有施設の浸水対策

近年、台風・豪雨による被害が各地で発生していることを踏まえ、区有施設が浸水被害を受け、区民サービスに影響を生じることのないよう、浸水想定区域内の全ての区有施設について必要な浸水対策を講じます。

⑦ 地域防災計画等の推進

東日本大震災、熊本地震などの教訓を踏まえ、首都直下地震等に的確に対応できる実効性の高い計画とするため、平成28(2016)年に「港区地域防災計画」を修正しました。新型コロナウイルス感染症対策など、修正後の新たな課題に対応し、実効性のある計画としていくため、毎年検討を加え、必要に応じて適宜修正します。また、修正に伴い、「港区業務継続計画【震災編】」についても毎年検証し、必要に応じて見直しを行います。

⑧ 防災・震災復興まちづくりの推進

「港区防災街づくり整備指針」に基づき、区民、事業者、行政が連携し、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。また、災害発生時には、港区震災復興本部を中心とし、区や関係行政機関が区民や事業者などと協働して被災市街地の速やかな復興と災害に強い市街地形成を進めることができるよう、災害復興体制の確立に向け事前に取り組みます。

関連計画

- 港区地域防災計画、港区業務継続計画【震災編】

マンホールトイレ

震災時にマンホールの蓋を開け、その上に組み立て式の仮設トイレを設置するもの。

災害に強い体制の強化

目標・期待する成果

首都直下地震や近年多発している風水害等の災害に備えるため、備蓄倉庫や備蓄物資を充実させるとともに、民間事業者や全国自治体との連携等を強化し、災害時において、速やかに人員や物資を確保できる体制の確立をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
避難所生活者の備蓄食料の充足率 [※]	150%	150%	150%
民間事業者との災害時協力協定の締結数	188件	197件	206件

※港区地域防災計画では避難者一人当たりの食料を3日分(9食)備蓄すると定めており、この数を100%とした時の充足率

現状と課題

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害時の人員や救援物資を確保するための体制づくり

- 避難者の避難所生活が長期にわたることになった場合には、大量の食料や水などの物資等の確保が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、マスクや体温計等の備蓄が必要になります。
- 平成28(2016)年4月に発生した熊本地震の教訓等を踏まえ、平成31(2019)年1月の「港区業務継続計画【震災編】」改定時に受援計画を策定しました。
- 災害時における人員や救援物資を確保するため、他の自治体や民間事業者との連携を強化するなど、平時から災害に強い体制を強化する必要があります。

▶ 備蓄物資



▶ 被災地への物資の支援



主な取組

① 備蓄倉庫及び備蓄物資の充実

災害時に被災者を救援するため、区民避難所(地域防災拠点)に指定されている区立小・中学校や区有施設に加え、民間事業者の協力により区内に備蓄倉庫を確保します。また、感染症対策やプライバシーの確保など様々な視点を踏まえて備蓄物資を整備し、避難所機能の強化を進めます。

② 民間事業者・全国自治体との連携強化

災害時の救援物資の確保や被災者の生活の安定のため、民間事業者との災害時協力協定を拡充します。また、平成31(2019)年1月に策定した「港区業務継続計画【震災編】」の受援計画に基づき、救援物資の確保や、り災証明書の発行に関わる人員確保のため災害時相互協力協定を締結するなど、自治体間の連携を強化・推進します。

③ 大規模災害被災地の支援

「港区大規模災害被災地の支援等に関する条例」に基づき、大規模災害の被災地に対して、物資の提供や職員の派遣などの支援を積極的に実施するとともに、被災地で災害ボランティア活動を行う区民を支援します。

④ 地籍調査事業の推進

地籍調査を実施することにより、土地の実態や状況が明確になるため、災害時に迅速な復旧・復興活動が可能となることや、土地境界紛争の未然防止と登記手続の簡素化につながることから、地籍調査事業を推進します。

関連計画

- 港区地域防災計画、港区業務継続計画【震災編】

災害に強いまちづくり

目標・期待する成果

安全で安心できる都市の実現をめざし、区民の生命と財産を守るとともに都市機能を維持するため、民間建築物の耐震化や電線類の地中化、公園やオープンスペースの整備・確保、がけ・擁壁の災害対策の強化などを計画的かつ総合的に促進することで、住み続けられるまちづくりを推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
既存民間建築物の耐震化率	住宅:91% 特定沿道:93%	住宅:93% 特定沿道:96%	住宅:95% 特定沿道:100%
オープンスペースを整備した開発事業の件数	6件/年	6件/年	6件/年

現状と課題

災害時においても都市機能の維持・継続が可能なまちづくりの推進

- 大地震への備えとして、耐震性を満たしていない既存民間建築物や橋りょうなどが存在することから、耐震補強や建替え・架替えによる耐震化の促進が課題となっています。
- 都市型水害への備えとして、集中豪雨時の河川の溢水などによる浸水リスクの高い地域が存在することから、水害の発生を未然に防ぐ必要があります。
- 自然災害時の安全確保として、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化や狭い道路の拡幅整備などによる避難者や緊急車両の通行確保、火災の延焼防止や災害時の応急活動に効果の大きい公園、緑地などのオープンスペースの確保なども課題となっています。
- 令和元(2019)年9月、東京都は、「土砂災害防止法」に基づき、港区内に土砂災害警戒区域188か所、土砂災害特別警戒区域120か所を新たに指定しました(累計:土砂災害警戒区域211か所、土砂災害特別警戒区域142か所)。地震や大雨などによって崩壊した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあることから、擁壁等の改修や新たな築造による安全性の向上が課題です。

▶災害活動拠点として役立つオープンスペース



出典:「港区みどりの街づくり賞景観街づくり賞」パンフレット

主な取組

① 既存民間建築物の耐震化の促進

「港区耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化の促進に向けた指導・誘導及び啓発を行います。また、耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替え・除却やブロック塀等除却・設置について、建物所有者の負担を軽減するための支援を行うほか、区が有する様々な情報を見える化したシステムを構築し、区の施策への活用や区民への情報提供などにより意識の向上を図ります。

② 細街路の整備(拡幅)

細街路(幅員4m未満の狭い道路)を4mに拡幅整備することで、災害時の避難路や緊急車両の進入路として防災機能の向上を図るとともに、快適な歩行環境の創出と良好な住環境の形成を図ります。そのため、区は後退状況の把握や、測量及び工事を行い、細街路が多く残っている地区を中心に、細街路の拡幅整備を推進します。

③ 建築物等の災害対策の推進

災害時への備えとして、老朽化した建築物における外壁・窓ガラス・広告物などの落下・脱落防止対策や、既存のがけ・擁壁の改善対策について所有者等に注意喚起を行います。また、開発事業等の機会を捉え、新たな擁壁の築造や、災害時の受入れ空間、応急活動の実施、延焼防止など、災害活動拠点として役立つオープンスペースの確保を指導・誘導します。

④ 道路等の災害対策の推進

災害時における避難・応急活動等の機能を確保するため、電線類の地中化をはじめ、都市計画道路の整備や、橋りょうの耐震化、防災活動拠点として公園などの整備を進めます。また、河川改修や内部護岸・防潮堤、下水道施設の整備など、水害を未然に防ぐ事業の推進や施設整備について、東京都などの関係機関に要請します。

⑤ がけ・擁壁の災害対策の強化

がけ・擁壁が多い港区の身近な脅威となっている土砂災害から、区民等の命を守るため、ハンドブックの作成及び配布による周知・啓発のほか、がけ・擁壁の改修促進として工事費用助成金の交付やアドバイザー派遣による支援を実施します。また、区が管理するがけ・擁壁の計画的な保全に向け、がけ・擁壁調書を整備し安全安心を確保します。

関連計画

- 港区耐震改修促進計画、港区地域防災計画、港区まちづくりマスタープラン

地域の防災力の向上

目標・期待する成果

地震や風水害をはじめとした自然災害に迅速かつ的確に対応し、被害の拡大を防止するため、日頃から、地域に密着した防災住民組織や地域防災協議会、消防団、区内の事業所の防災活動を強化するとともに、家庭での防災対策の促進に向けた普及・啓発を進め、地域の防災力の向上を図ります。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
港区総合防災訓練(地域)参加者数	—※	11,000人/年	12,000人/年
港区民世論調査の回答に基づく区民の家具転倒防止対策実施率	80%	90%	100%

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため防災訓練の開催は中止しました。

現状と課題

地域防災を担う人材や組織の支援による地域の防災力の向上

- 港区は、災害発生時に、区、区民、事業者が「自助」「共助」「公助」の防災の基本理念に基づき、それぞれの役割と責任を果たすことで、より効果的に防災対策を実施します。
- 外国人に対する防災意識の普及・啓発を進めるとともに、災害時に国際防災ボランティアが効果的に活動できるよう支援します。
- 災害時、自力での避難が困難な方の安全確保のため、関係機関等と連携し、支援体制の充実を図ります。
- 事業所が災害時に事業を継続していくための計画策定の支援など、事業所の防災対策の取組を支援します。

▶ 区内消防団ポンプ操法大会



▶ 総合防災訓練(地域)



主な取組

① 地域防災を担う人材の育成

防災士の資格取得者向けに新型コロナウイルス感染症対策等も盛り込んだ研修会を定期的実施し、資格取得後の更なる研鑽を積むことで地域防災を担う人材を育成し、防災士の知見を生かした地域の防災力の向上を図ります。

② 防災住民組織・地域防災協議会・消防団の活動支援

災害時において重要な役割を果たす防災住民組織の強化に向け、防災アドバイザー派遣事業や、防災資器材の助成、スタンドパイプの貸与、資器材を格納するための防災備蓄倉庫の貸与などの支援を実施します。また、地域防災協議会に対し、新型コロナウイルス感染症対策を視野に入れた防災訓練等の活動や避難所運営マニュアル等の作成を支援するとともに、マンション居住者等で構成する防災組織や事業者との連携を支援します。さらに、地域の防災リーダーとして初期消火や人命救助にあたる消防団の訓練や活動を支援します。

③ 家庭の防災対策の充実

震災時における家具類の転倒防止やガラスの飛散防止のため、家具転倒防止器具等の助成を行います。また、自ら器具等を取り付けることが困難な障害者や高齢者、妊産婦、ひとり親世帯等に対して取付けを支援します。講習会の開催や、災害時の行動に役立つパンフレットの配布などにより、各家庭における平時からの防災対策の促進に向けた普及・啓発を行います。

④ 事業所の防災対策の促進

従業員や顧客等の安全対策や帰宅困難者対策、事業継続計画(BCP)の策定支援など、事業所の防災力向上のための取組を支援します。また、事業者等を対象とする講習会の開催や、災害時の行動に役立つパンフレットの配布などにより、防災対策の普及・啓発を行います。

⑤ 災害時要配慮者対策の充実

災害時に配慮を要する人のうち、災害時の避難行動に支援を要する高齢者や障害者等を災害時避難行動要支援者登録名簿に登録し、警察署、消防署、民生委員・児童委員、高齢者相談センター及び介護事業者と日頃から連携するとともに、個別支援計画の作成を進め支援体制を確保します。また、外国人に対しては防災意識の普及・啓発及び災害時の情報伝達の多言語化を図り、妊産婦・乳幼児に対しては福祉避難所の新規設置や受入れ場所の拡充を進めます。

政策のめざす方向性

身近で起こりうる犯罪や事故、テロや他国からの武力攻撃、新たな感染症など多様化する危機に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の充実を図ります。建築物の適切な維持管理を促し、建物利用者の生命や財産、周辺の良い環境や安全を確保します。区民への生活安全に関する意識啓発や区、区民、事業者、警察署、消防署等の連携強化、犯罪が起きにくい環境づくり、自ら考え行動する消費者の育成・支援などにより安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 5 「安全で安心して暮らせる都心をつくる」について満足している区民の割合	31.1%*	32.0%	32.9%	33.2%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(6.2%)、「まあ満足」(24.9%)、「どちらともいえない」(49.2%)、「あまり満足ではない」(12.1%)、「満足ではない」(2.4%)、「不明」(5.1%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値

SDGsのゴールとの関係

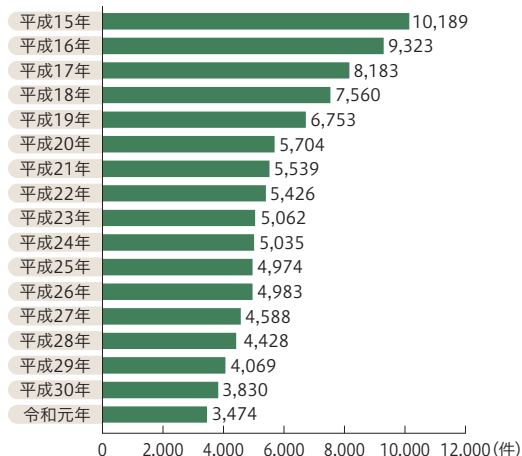


港区の現状

区内の刑法犯認知件数はピーク時の平成15(2003)年から60%以上減少

区内の刑法犯認知件数は、平成15(2003)年の10,189件をピークに減少傾向が続き、令和元(2019)年には3,474件となり、60%以上減少しました。しかしながら、振り込め詐欺等の特殊詐欺など区民に身近な犯罪は依然として発生しています。

区内の刑法犯認知件数の推移

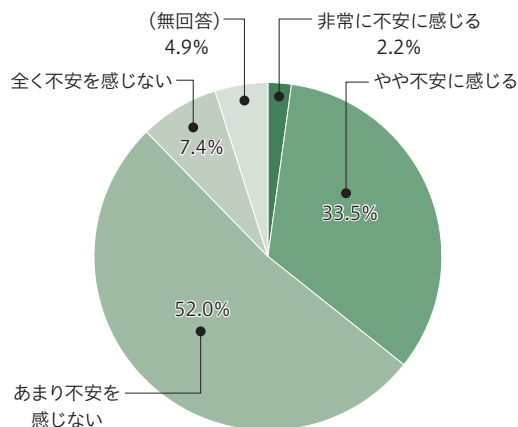


出典：警視庁統計資料を基に作成

港区生活安全に関するアンケート調査結果

港区生活安全に関するアンケート調査結果では、日常生活において犯罪被害の不安を感じる区民が約4割いる状況にあります。

日常生活における犯罪被害の不安の有無



出典：「港区生活安全に関するアンケート調査」(令和2(2020)年)

政策体系

政策 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

施策 1 危機管理体制の強化

- 主な取組**
- ① 危機管理体制の充実
 - ② 「国民保護計画」の普及・啓発
 - ③ 危機情報の迅速な発信
 - ④ 「業務継続計画【新型インフルエンザ編】」の適切な運用
 - ⑤ シティハイツ竹芝エレベーター事故の風化防止と区の安全に対する取組の情報発信

施策 2 建築物の安全性の確保

- 主な取組**
- ① 違反建築物監視の強化
 - ② 雑居ビルの防火安全対策の推進
 - ③ 定期報告制度の適切な運用
 - ④ エレベーターの安全対策

施策 3 安全で安心できるまちづくりの推進

- 主な取組**
- ① 区民の生活安全に関する意識・知識の向上
 - ② 生活安全に関するネットワークの強化
 - ③ 犯罪が起きにくい環境づくりの推進

施策 4 消費者支援と消費者被害の防止

- 主な取組**
- ① 消費者教育の充実
 - ② 高齢者等の見守りネットワーク体制の強化
 - ③ 消費者の自主的活動の支援
 - ④ 消費生活相談の充実
 - ⑤ 品質表示、計量等の適正化

危機管理体制の強化

目標・期待する成果

危機管理基本マニュアルを適切に運用し、多様化する危機に迅速かつ的確に対応するとともに、マニュアルを周知徹底し、組織的な対応能力と職員の危機管理意識を強化します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
職員向け危機対応向上訓練のアンケート回答に基づく研修理解度	90%	100%	100%
職員・来庁者向けの感染症対策備蓄物資の充足率	100%	100%	100%

現状と課題

あらゆる危機に的確に対処するための取組強化

- 区内の人口増加に伴い、身近で起こりうる多様な犯罪や事故の発生の増大が懸念されます。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、あらゆる感染症から区民の命と暮らしを守る必要があります。
- 「港区安全の日」の趣旨を踏まえ、区民の安全・安心の確保に向けた取組を強化するとともに、積極的に周知していく必要があります。
- これらの危機について区民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、適切に対応することが必要です。

▶危機対応向上訓練の様子



主な取組

① 危機管理体制の充実

危機管理基本マニュアルを適切に運用し、多様化する危機に迅速かつ的確に対応するとともに、マニュアルを周知徹底します。さらに、あらゆる危機を想定した実動訓練を実施することにより、組織的な対応能力と職員の危機管理意識を強化していきます。

② 「国民保護計画」の普及・啓発

テロや武力攻撃事態から区民の生命・身体・財産を守る「国民保護計画」をパンフレットや区ホームページなども活用し、普及・啓発するとともに、職員の知識向上を図ります。

③ 危機情報の迅速な発信

国から送信された危機に関する情報(全国瞬時警報システムや緊急情報ネットワークシステム)等を防災行政無線、インターネットなど多様な情報媒体を活用して迅速に区民に向けて発信します。また、あらゆる危機に迅速に対応できるよう、職員を対象とした、危機事案が発生した場合における情報伝達訓練を実施します。

④ 「業務継続計画【新型インフルエンザ編】」の適切な運用

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた「業務継続計画【新型インフルエンザ編】」の見直しを行うとともに、訓練による検証を行っていきます。

⑤ シティハイツ竹芝エレベーター事故の風化防止と区の安全に対する取組の情報発信

「港区安全の日」の趣旨を踏まえ、シティハイツ竹芝エレベーター事故の風化防止や区の安全に対する取組を区の内外に向けて積極的に情報発信します。エレベーター事故のご遺族と連携し、安全に関する講演会や事故の風化防止に係るパネル展、安全に関わる区民向けセミナー等の取組を実施します。

関連計画

- 港区国民保護計画、港区新型インフルエンザ対策行動計画、港区業務継続計画【新型インフルエンザ編】

建築物の安全性の確保

目標・期待する成果

都市生活に欠かせない多種多様な建築物は、建築基準法や関係法令の遵守が徹底されることによって安全性が確保されます。区では、関係する官公署と連携した立入調査、定期報告制度の活用、エレベーターの安全対策を行い、安全で住み続けられるまちづくりをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
建築物の調査件数に対する改善指導件数の割合	20%	17%	14%

現状と課題

建築物を適切に維持管理することにより安全・安心な暮らしを実現

- 違反建築物は、居住者や来訪者等の生命・財産を脅かすだけでなく、周辺の環境や安全にも影響を及ぼすため、法令を守り、適切な建築物とするための取組や啓発活動が必要です。
- 新橋・六本木・赤坂などの繁華街に存在する雑居ビルは、建築基準法上不適切な箇所や維持管理上好ましくない部分を解消するなど、火災時における安全性の確保が求められています。
- 建築物の維持管理状態について定期的に調査・検査を行い報告する制度が法律で定められており、所有者等へ効果的に周知し、確実な報告へつなげる必要があります。
- 多くの既存のエレベーターには、乗客の挟まれや転落を防止する戸開走行保護装置が設置されていないため、その普及が求められています。

▶新宿歌舞伎町雑居ビル火災



▶定期報告パンフレット



主な取組

① 違反建築物監視の強化

定期的な巡回パトロール等に加えて、警察署・消防署等と連携した合同立入調査・指導を行うことで、違反建築物への監視と違反是正指導を強化します。また、年に1回、違反建築防止週間を行うなど広く啓発に努めます。

② 雑居ビルの防火安全対策の推進

繁華街の飲食店や風俗営業店の入れ替わり及びそれに伴う改修工事に際し、関係行政機関と連携し情報提供を受けることで、用途や形態が変わる雑居ビルの調査・指導を早期に行い、火災時においても安全に避難できる建築物にします。

③ 定期報告制度の適切な運用

建築物を将来に渡って適切に維持管理していくために、定期報告の受付機関と連携して所有者などへ周知するとともに、必要に応じて是正指導を行うことで制度の適切な運用を図ります。

④ エレベーターの安全対策

エレベーターのひとつのブレーキが故障しても、確実に停止させることにより乗客の挟まれや転落を防止する戸開走行保護装置を設置する改修工事の費用の一部を助成します。

関連計画

- 港区生活安全行動計画

安全で安心できるまちづくりの推進

目標・期待する成果

区民や警察署等関係機関と連携し、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、誰もが安全で安心して過ごせるまちづくりを推進します。また、一人ひとりの防犯に対する意識を高め、新しい生活様式の中、自ら行動、対策することをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
区内刑法犯認知件数 ^{※1}	3,300件/年	3,100件/年	2,900件/年
防犯カメラ補助金交付団体数 ^{※2}	102団体	132団体	162団体

※1 刑法犯とは、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪をいいます(交通事故は含みません。)

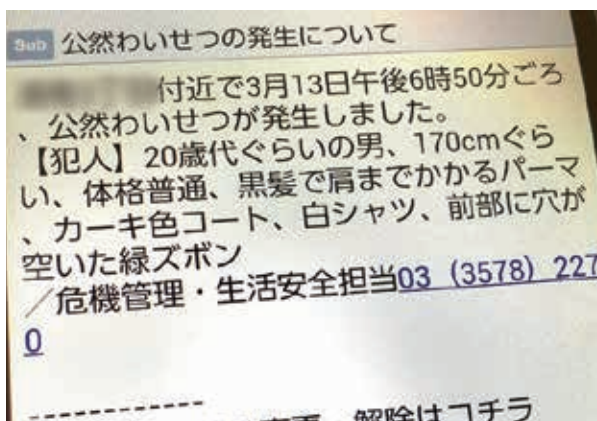
※2 港区安全安心まちづくり補助金により、防犯カメラの整備を支援しています。団体数は制度を開始した平成15(2003)年度からの累計です。

現状と課題

刑法犯認知件数の減少に向けて、更なる取組を推進

- 区内刑法犯認知件数は平成15(2003)年をピークに減少傾向にあります。
- 区内で子どもや女性に対する声かけ等に加え、新たな手口で高齢者を狙った振り込め詐欺等も発生しており、区民の不安要因となっています。
- 昼夜を問わず、多くの人が港区を訪れています。区に関わる全ての人が安全に、安心して過ごせるまちの実現に向け、取組を更に推進していくことが必要です。

▶みんなと安全安心メール配信(イメージ)



▶繁華街の安全安心のための客引き行為等防止パトロール



主な取組

① 区民の生活安全に関する意識・知識の向上

犯罪被害等の防止には、区民一人ひとりが「自らの身は自らが守る」という意識を持って行動することが重要となります。犯罪、火災発生情報等の提供や区が行う事業等の周知、学ぶ機会をとおして、新しい生活様式における生活安全意識・知識の向上に取り組みます。

② 生活安全に関するネットワークの強化

区、区民、事業者、警察署・消防署等の関係機関が協働し生活安全活動に取り組むことで、協力関係を構築して地域の連帯感を高めます。区内事業者と協定を締結し、「ながら見守り連携事業」として地域の見守り活動を推進するなど、生活安全に関するネットワークの強化に取り組み、これまで以上に安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

③ 犯罪が起きにくい環境づくりの推進

区民や警察署等関係機関との連携のもと、犯罪予防効果のある街頭防犯カメラの設置促進や、振り込め詐欺等の詐欺被害防止に効果のある自動通話録音機の無料貸与、落書き対策、客引き行為を防止するための生活安全パトロール隊の配置など、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組みます。

関連計画

○ 港区生活安全行動計画

▶ 振り込め詐欺等の防止に効果のある自動通話録音機



▶ 区内事業者との連携による「ながら見守り」連携協定



▶ 犯罪抑止のために区内を巡回する青色防犯パトロール



消費者支援と消費者被害の防止

目標・期待する成果

高齢化や情報化の進展など消費者を取り巻く環境変化を踏まえ、消費者被害の防止と救済に努めるとともに、消費者が主体となって行動できる社会の形成をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
消費者応用講座の参加者満足度	95.4%	96.4%	97.4%
出前講座参加により消費者問題への理解を深めた人の割合	95.4%	96.5%	97.5%

現状と課題

消費者トラブルに遭わないための啓発と巻き込まれた際の支援

- 令和元(2019)年度には、2,785件もの相談が消費者センターに寄せられています。分野別の相談内容を見ると、インターネット通販や表示・広告に関する問題が多く、スマートフォンの高齢者への普及やインターネットを利用した契約の増加などに起因しています。絶えず進化する情報通信技術に関する情報や取引などの情報を収集するとともに、消費者へトラブルに巻き込まれないための啓発や相談対応の充実が必要です。
- 高齢者への啓発のほか、令和4(2022)年4月に成年年齢が引き下げられることに伴い、消費者問題の増加が予想されるため、若年層に向けてクーリングオフ制度などの啓発を積極的に行うことが必要です。

▶ 啓発誌(ミナト消費者だより)



主な取組

① 消費者教育の充実

区では、消費生活に関するトラブルから消費者を保護し安全・安心な生活を確保するため、消費者教養講座等を実施しています。また、正しい知識や判断力を身に付けた消費者問題推進員は自ら企画、あるいは依頼を受け、イベントや関係施設において、消費者問題に関する啓発をしています。消費者や関係者の消費者問題への理解を深めるため包括的に消費者教育を進めるとともに、インターネットを使った講座の配信等を検討し、受講しやすい環境を整備します。

② 高齢者等の見守りネットワーク体制の強化

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、高齢者相談センターなどの関係機関と連携しながら、高齢者等の見守りネットワーク体制の強化を図ります。

③ 消費者の自主的活動の支援

消費者団体等が企画した講習会などの自主的活動の実施に対し、講師の派遣や参加者募集の支援を行います。また、消費者団体等の自主的活動の中で調査・研究した成果について、広く区民に発表する場として消費生活展を開催し、消費者意識を高めます。

④ 消費生活相談の充実

多様化する社会経済情勢において、複雑な内容の相談が増加しているため、相談者に沿った相談対応の充実を行います。

⑤ 品質表示、計量等の適正化

消費者の利益、安全の確保のため、適正な表示や計量がされているか関係法令に基づき、区内事業者への立入により実態把握を行い、危害等の発生を未然に防ぎます。

▶ 訪問販売お断りシール

①訪問販売を望まない方は、玄関などにお貼りください

②電話機の近くなどにお貼りください

**すべての訪問販売
お断り!!**

消費者の意思を
尊重しない勧誘は、
東京都消費生活条例
で禁止されています。

我が家は
港区立消費者センター
に相談します

消費者被害に
あわないために

- ①財産や家族情報を教えない
- ②うまい話は、まず疑う
- ③断るときは、ハッキリと「いりません!!」
- ④契約前に家族や公的機関に相談

港区立消費者センター
相談専用電話

03-3456-6827

月曜～土曜
午前 9 時 30 分～午後 4 時

(原寸 148mm×105mm)

政策のめざす方向性

区民はごみを出さない生活スタイルのもと、正しい分別ルールを徹底し、事業者は自らが、社会的責任に基づきごみの減量や資源化へ取り組みます。区は、地域や排出者の特性に応じた質の高い収集サービスを展開するとともに、台風等の荒天時や感染症の拡大時などいかなる状況においても、区民生活を支える廃棄物処理を実践します。こうした取組をととして、清潔で快適な生活環境を保全することにより、環境にやさしい持続可能な循環型社会を実現します。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元年度(2019)年度	令和4年度(2022)年度	令和7年度(2025)年度	令和8年度末(2026)年度末
政策 6 「持続可能な循環型の都心づくりを進める」について満足している区民の割合	34.2%*	37.0%	40.0%	41.0%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(6.7%)、「まあ満足」(27.5%)、「どちらともいえない」(45.1%)、「あまり満足ではない」(13.3%)、「満足ではない」(1.5%)、「不明」(6.0%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値。なお、当該数値は、前基本計画(平成30年度～令和2年度)の「政策7 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める」の区民満足度に準拠して設定しています。

SDGsのゴールとの関係

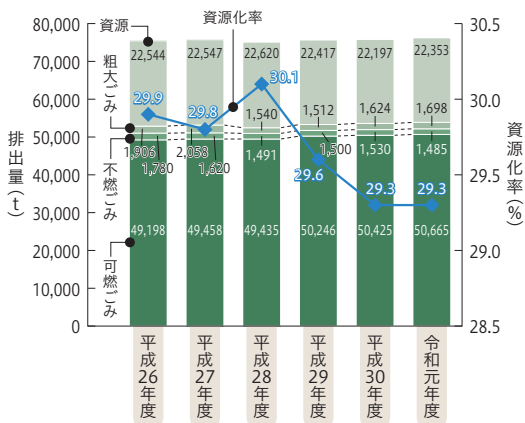


港区の現状

家庭等から排出されるごみ・資源の量、資源化率

区の人口が大きく増加する中で、可燃ごみ量や粗大ごみ量は、毎年わずかに増加しており、不燃ごみ量と資源回収量は横ばいの状況です。資源化率は、平成28(2016)年度に30%を超えましたが、平成29(2017)年度以降は30%を下回っています。

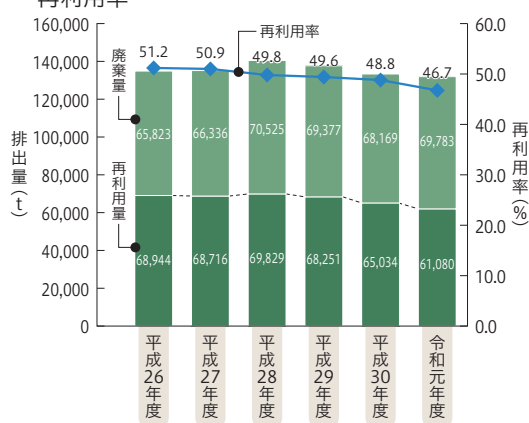
▶ 家庭等から排出されるごみ・資源の量、資源化率



大規模建築物の廃棄量・再利用量・再利用率

事業用大規模建築物(延床面積1,000㎡以上)における廃棄量は、おおむね横ばい傾向で推移しています。また、再利用量も年により若干の増減はありますが、ほぼ同様の傾向を示しており、再利用率(再利用量/排出量)も50%前後で推移しています。

▶ 大規模建築物から排出される廃棄量・再利用量・再利用率



政策体系

政策 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める

施策 1 区民の参画と協働による3Rの推進

- 主な取組
- ① 資源回収の拡大
 - ② 集団回収の促進
 - ③ リユースの促進
 - ④ 食品ロスの削減
 - ⑤ プラスチックの使用抑制と資源循環
 - ⑥ 普及・啓発と環境学習の充実

施策 2 事業系廃棄物の発生抑制と資源循環の促進

- 主な取組
- ① 大規模建築物の自己処理責任の強化
 - ② 少量排出事業者の自己処理責任の強化
 - ③ 拡大生産者責任の強化
 - ④ 事業者に対する適切な指導と普及・啓発

施策 3 安全・安心・効率的な廃棄物処理の実践

- 主な取組
- ① みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所の改築 計画事業 重点課題 3
 - ② 港資源化センターの機能強化 計画事業 重点課題 3
 - ③ 地域特性に応じた収集サービスの展開
 - ④ 非常時及び災害時の対応力強化

▶ 中央防波堤埋立処分場の様子



提供:東京都環境局(令和2(2020)年度撮影)

▶ 「ごみ排出実態調査」でごみの組成を調べている様子



区民の参画と協働による3Rの推進

持続可能な循環型の都心づくりを進める

目標・期待する成果

区民が食品ロスや海洋プラスチックに対する意識を高め、ごみを出さない生活スタイル(リデュース)が定着した日常をめざします。まだ使えるもののリユースに取り組むとともに、発生したごみはルールに基づき適切に分別し、リサイクルにつなげていきます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
資源回収量	22,353 t ※令和元年度実績値	26,800 t	30,100 t

現状と課題

区民のごみの減量と資源回収の促進

- 区は、平成20(2008)年度から全国に先駆けて、容器包装のみならずプラスチック製品を含めた全てのプラスチックを資源として回収しています。また、不燃ごみ・粗大ごみからの資源ピックアップ回収や古紙回収の方法の改善などにも取り組んできました。こうした取組の中、一人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、排出されるごみの中には、まだ一定量の資源が混入しており、資源化率は「港区一般廃棄物処理基本計画(第2次)」に掲げる目標を達成できていない状況です。引き続きごみ減量と資源循環のための取組が必要です。
- 区民の相互交流の中で自主的に集めた資源を回収業者に引き渡してリサイクルを行う集団回収制度は、主に古紙の流通価格の下落などによって、回収ネットワークが危機的状況にあります。集団回収実践団体や回収業者に対する支援など、制度を持続させるための仕組みを早急に整備する必要があります。
- 日本で発生する食品ロスは年間612万トン(平成29(2017)年度推計)に上り、令和元(2019)年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されるなど、食品ロスの削減について、更なる普及・啓発や未利用食品回収の拡大に努める必要があります。
- 大量のプラスチックごみが海に流出し、微生物などによって分解されることなく海中に蓄積され続けており、世界的な環境問題になっています。この海洋プラスチックは、海洋生物や海鳥に多大なる影響を及ぼすだけでなく、食物連鎖による人間への影響も心配されているため、使い捨てプラスチックの削減や適正な方法によってリサイクルすることが重要です。

▶ 木製の粗大ごみはパーティクルボードにリサイクル



▶ 保育園での環境学習



▶ 家具のリサイクル展



主な取組

① 資源回収の拡大

区民から資源回収を望まれている古着の拠点回収を拡大します。また、不燃ごみとして収集している陶磁器・ガラス類を新たに拠点回収します。可燃ごみに多く混入しているプラスチック類や紙類(その他再生可能紙)の資源回収量を増加させるため、周知啓発を強化し、適正排出を促進します。

② 集団回収の促進

集団回収を通じた地域コミュニティ活動の支援、資源回収量の拡大を図るため、集団回収実践団体に対する新たな報奨金を設定するとともに、古紙価格の変動に対応した回収業者への助成制度や、集団回収実践団体が優良な回収業者を選択できる仕組みを創設します。また、事業者による古紙リサイクル及び地域貢献の促進のため、小規模事業者が地域の集団回収の活動に参加できる取組について、商店街や中小企業団体等に対する周知を強化し、相互のマッチングを図ります。

③ リユースの促進

港資源化センター内で開催している家具のリサイクル展の利用環境を向上するため、日曜日の開館やオンラインによる購入環境の整備などを検討するとともに、粗大ごみとして廃棄されている家具のリユースを促進します。また、区有施設のスペースや区民が参加するイベントを活用し、リユース可能な物品の回収を拡大します。

④ 食品ロスの削減

区民の食品ロス削減に関する理解と関心を深めるため、様々な普及・啓発キャンペーンを展開するとともに、家庭で廃棄される未利用食品の回収を拡大するため、フードドライブを促進します。事業者の食品廃棄物の削減に向けて、「食べきり協力店」の拡大や対象に応じた実践的・効果的な指導に加え、分かりやすいハンドブックの作成、専門的知識を有するアドバイザーの派遣などに取り組めます。

⑤ プラスチックの使用抑制と資源循環

海洋プラスチック問題に対する意識を醸成するため、継続的に普及・啓発と情報発信を行い、プラスチック問題に取り組む事業者との連携など幅広い手法を検討します。レジ袋の使用抑制やペットボトル飲料自動販売機の切替えなどにより、使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を強化し、日常的にマイバッグ、マイボトルなどを利用するライフスタイルへの転換を促します。

⑥ 普及・啓発と環境学習の充実

ごみの減量・資源化の取組に対する関心を高めるため、分別方法に関する分かりやすい情報提供や、品目ごとの回収・処理フローやコストの可視化などの公開を進めるとともに、排出実態に関するデータの収集頻度を高めます。施設等の分別表示についても、デザインや色を統一してピクトグラムを使用するなど、誰にでも分かりやすい表示となるよう工夫します。

関連計画

- 港区一般廃棄物処理基本計画、港区環境基本計画

事業系廃棄物の発生抑制と資源循環の促進

持続可能な循環型の都心づくりを進める

目標・期待する成果

事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基本原則である排出者責任に基づき、ごみの発生抑制と適正処理を徹底するとともに、消費者にとって分別やりサイクルが容易な製品を設計・開発するなど、社会的責任に基づき主体的にごみの減量と資源の再利用に取り組む状況の創出をめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

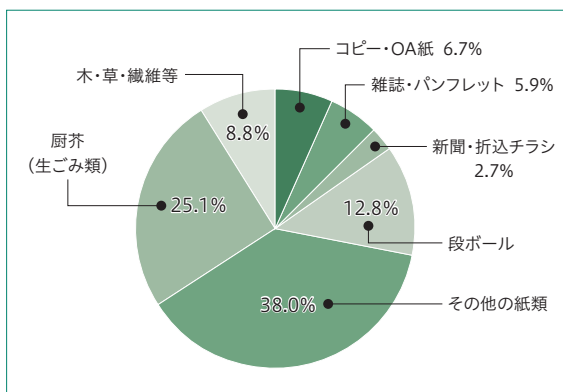
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
持込ごみ量(事業者などが清掃工場等の処理施設に直接持ち込むごみ量)	103,020 t ※令和元年度実績値	95,600 t	90,100 t

現状と課題

循環型社会・低炭素社会の形成・実現に向けた取組

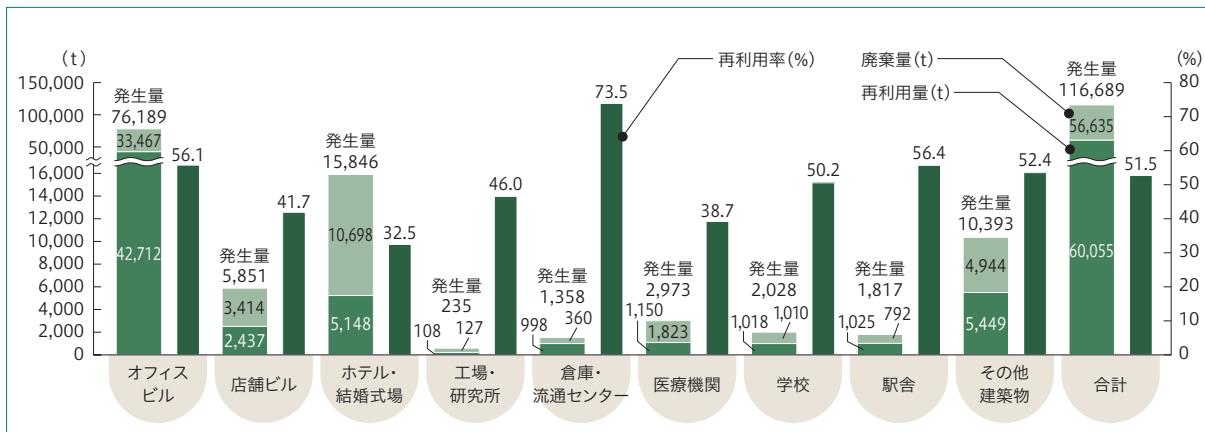
- 循環型社会・低炭素社会の形成・実現のため、自己処理責任に基づく事業者によるごみの発生抑制・適正処理の促進に向けて、より踏み込んだ対策を講じる必要があります。
- 東京2020大会の開催、都市開発、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しい生活様式の定着などによる事業活動の変容に伴うごみの排出状況の変化を想定した取組も求められます。

▶ 種類別ごみ発生量構成比(3,000㎡以上)
※平成30(2018)年度実績値



▶ 建築物用途別再利用率(3,000㎡以上)
※平成30(2018)年度実績値

出典:港区事業用大規模建築物データファイル



出典:港区事業用大規模建築物データファイル

主な取組

① 大規模建築物の自己処理責任の強化

一定規模以上の事業用大規模建築物に対して、再利用率の数値目標を設定し、自己処理責任に基づくより強い取組を求めていく仕組みや、開発に際して、廃棄物の発生抑制と適正処理の方法について事前協議を義務付ける仕組みなどを検討します。

② 少量排出事業者の自己処理責任の強化

区が収集するごみの重量制限を引き下げるとともに、排出量が少ないため民間収集業者との契約が困難な中小商店等に対して、複数店舗が共同で委託できるよう支援策を検討し、少量排出事業者の民間収集への移行を促進します。また、例外的に区が収集する場合の透明性と公平性を確保するため、有料ごみ処理券を購入できる事業者を登録制とすることを検討します。

③ 拡大生産者責任の強化

業界団体に対して、プラスチックの使用抑制、使い捨てを前提とした製品の生産や過剰包装の見直し、環境負荷の少ない素材への切替え、分別・資源化しやすい製品の設計・開発やパッケージの工夫、容器の回収を促進するデポジット制の採用等を要請します。国に対して、自治体の負担軽減と事業者責任の強化・明確化の視点から、容器包装リサイクル制度の見直しを継続的に働きかけます。

④ 事業者に対する適切な指導と普及・啓発

事業用大規模建築物の再利用率の向上を図るため、定期的な区の立入調査に加え、継続的かつ実践的な改善指導を行う専門的知見を有するアドバイザーの派遣を検討するとともに、効果的な取組事例を活用し、テナント向けの周知を強化します。

関連計画

- 港区一般廃棄物処理基本計画、港区環境基本計画

安全・安心・効率的な廃棄物処理の実践

目標・期待する成果

区は、繁華街での早朝収集や高齢者等世帯への戸別訪問収集など、質の高い収集サービスを提供するとともに、自然災害や感染症など、いかなる状況においても、区民生活を支える廃棄物処理を実践し、清潔で快適な生活環境を保全していくことをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
区収集ごみ量(管路ごみ含む。)	53,848 t ※令和元年度実績値	48,400 t	44,300 t

現状と課題

安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理の実践

- ごみや資源を安定的に収集・処理するため、収集業務の民間委託や収集ルートの見直しなどにより効率性を高めながら、繁華街における早朝収集や高齢者・障害者世帯等を対象にした戸別訪問収集など清掃事業のサービス向上に取り組んできました。また、最終処分場の延命化に向けた埋立処分量の削減や、清掃工場の安定稼働に向けた東京二十三区清掃一部事務組合との連携による不適正搬入の防止にも努めています。
- 一部の集積所における、ごみ出しマナー向上に向けた継続的な指導が必要な状況にあることに加え、コミュニティの希薄化や住民の高齢化により集積所の維持が困難な状況も生じています。
- 災害時において、被災者の生活再建が速やかに進むよう、万全な災害廃棄物対策を講じる必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの非常時において、清掃事業を継続するための体制整備と従事する職員の安全対策の強化が必要です。

▶ごみの収集作業



▶コロナ禍に収集したごみ袋に貼られた職員への激励のメッセージ



主な取組

① みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所の改築

計画事業

重点課題 3

37

麻布・赤坂地区の狭小路地で回収したペットボトル等の資源を積み替えるための中継拠点、麻布・赤坂地区から寄せられる相談や苦情に迅速に対応するふれあい指導業務の活動拠点である作業連絡所を麻布いきいきプラザとの合築により改築します。

② 港資源化センターの機能強化

計画事業

重点課題 3

37

港資源化センターの処理能力の向上、性能水準の保持、作業環境の改善を図るため、びんライン・缶ラインの設備を更新するとともに、資源プラスチックの選別機能を強化します。あわせて、港資源化センター設備の更新・長寿命化計画に基づく取組により、維持管理コストの低減と平準化を図ります。港資源化センターの業務の重要性を広く伝えるため、啓発動画の作成など、小・中学校の環境学習や海外からの視察受入等の国際協力に活用できるPR手法を検討します。

③ 地域特性に応じた収集サービスの展開

戸別訪問収集や粗大ごみの運び出しサービスの対象を、現在の高齢者・障害者に加えて、ごみの排出が困難な妊婦や子育て中のひとり親家庭などに拡大します。また、共同集積所から建物ごとの収集へ切り替えることや夏季の早朝収集などを検討するとともに、繁華街を含め、分別徹底やマナーの啓発を強化します。

④ 非常時及び災害時の対応力強化

災害廃棄物を迅速に処理するため、分別方法や集積場所の選定など実践的な内容を盛り込んだ「港区災害廃棄物処理計画」を策定します。また、台風の荒天時や感染症の拡大時に清掃事業を継続していくため、BCP(事業継続計画)の視点を取り入れた収集体制の構築と作業員の感染症や熱中症の予防に資する高い安全性、機能性を備えた作業着や保護具の導入・確保を進めます。

関連計画

○ 港区一般廃棄物処理基本計画、港区環境基本計画、港区地域防災計画

▶ 平成28(2016)年熊本地震における災害廃棄物



出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」ホームページ

▶ 令和元(2019)年台風19号における災害廃棄物(川崎市)



出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」ホームページ

政策のめざす方向性

区内の豊かな緑や運河、お台場の海、古川の水辺を創出するなど、誰もが自然と親しめる港区の魅力を高めます。雨水の地下への浸透や古川の清流復活・再生の取組を行うことにより健全な水環境の保全・向上をめざします。

また、建築物の省エネルギー化をはじめとした地球温暖化対策や、道路舗装の変更をはじめとしたヒートアイランド対策を進めるとともに、生物多様性の普及・啓発や、建築物の屋上緑化・壁面緑化などによる緑の保全・創出を進めることで、環境負荷の少ない持続可能で、人や生物にやさしい都心環境をつくります。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 7 「人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる」について満足している区民の割合	27.7%*	29.9%	32.3%	33.2%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(5.0%)、「まあ満足」(22.7%)、「どちらともいえない」(46.9%)、「あまり満足ではない」(15.8%)、「満足ではない」(4.0%)、「不明」(5.7%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値。なお、当該数値は、前基本計画(平成30年度～令和2年度)の関連政策(「政策8 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる」及び「政策9 環境負荷の少ない都心づくりを進める」)の区民満足度を案分して設定しています。

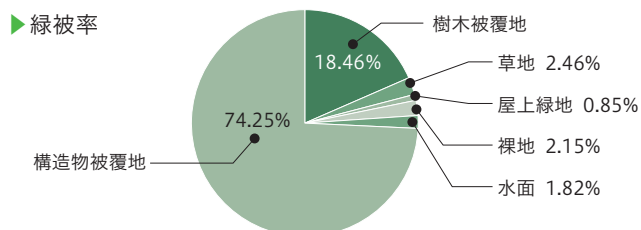
SDGsのゴールとの関係



港区の現状

港区の緑被率と土地等の被覆割合

緑被率は、樹木や草などの緑に覆われた面積が区の面積に占める割合を表す指標です。平成28(2016)年度の緑で覆われた面積は452.26haで緑被率は21.78%、建物や道路などの構造物で覆われた土地の割合は74.25%です。

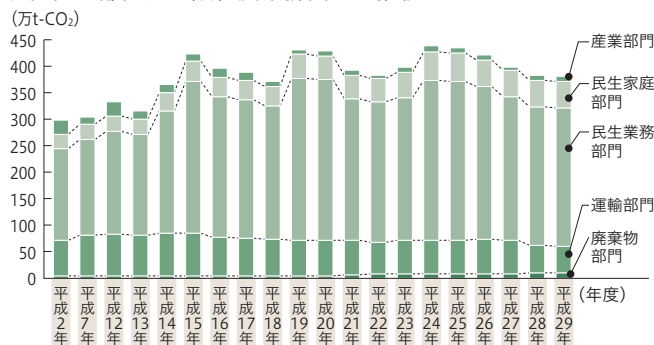


出典：港区みどりの実態調査(第9次)

区内の二酸化炭素排出量の推移

平成29(2017)年度の二酸化炭素排出量は「港区環境基本計画」における二酸化炭素排出量の削減目標の基準年度である平成25(2013)年度と比較して、53.1万t-CO₂/年減少しています。二酸化炭素排出量の減少は、近年の建物、設備機器の省エネルギー化の進展に加え、東日本大震災以降の節電や省エネルギーの取組などが影響しています。

区内の部門別二酸化炭素排出量の推移



出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

政策体系

政策 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

施策 1 水環境の保全・向上と親水化

- 主な取組**
- ① 水辺の散歩道の整備 計画事業 重点課題 3
 - ② 「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組
 - ③ 水循環機能の保全・向上
 - ④ 水辺空間の親水化
 - ⑤ 古川の清流復活

施策 2 みどりの保全・創出と生物多様性の保全・再生

- 主な取組**
- ① 道路緑化の推進
 - ② 敷地及び建築物上の緑化の推進
 - ③ 区民との協働によるみどりの保全創出
 - ④ 多様な主体と連携した生物多様性保全の取組
 - ⑤ 生物多様性の普及・啓発及び環境学習の推進

施策 3 地球温暖化対策の推進

- 主な取組**
- ① 建築物の省エネルギー化の推進
 - ② 国産木材の活用促進
 - ③ 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進
 - ④ 区有施設におけるゼロエミッション化の推進
 - ⑤ 水素エネルギーの普及促進
 - ⑥ 低炭素まちづくりの推進

施策 4 ヒートアイランド対策の推進

- 主な取組**
- ① 遮熱性舗装等の推進 計画事業 重点課題 3
 - ② 環境アセスメント制度(環境影響調査制度)によるヒートアイランド現象緩和への誘導
 - ③ ヒートアイランド対策貢献ビル及びエリアのPR

ヒートアイランド

郊外に比べ、都市部ほど気温が高くなる現象のこと。

ゼロエミッション

二酸化炭素の排出を実質ゼロにすること。

水環境の保全・向上と親水化

目標・期待する成果

水環境の保全・向上と親水化のため、古川の親水護岸整備や、運河において水辺に親しめる空間づくりなど、区民が緑と水にふれあい、育む活動の場をつくります。また、公共施設や大規模建築物等の新築や増改築の機会を捉え、雨水浸透施設の設置を誘導し、雨水の地下浸透を促進することで、健全な水循環系を保全します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
水辺の散歩道の整備率	69.8%	69.8%	70.2%
雨水の地下浸透量	72,000m ³	77,700m ³	83,400m ³

現状と課題

健全な水環境の保全・向上と親水化

- 公園や緑地、運河においては一体的な緑と水のネットワークの形成を図り、魅力ある水辺空間を創出する必要があります。
- 区を代表する水辺空間である古川や運河、お台場の海の環境を魅力あるものとし、親水性を高めるため、区民とともに総合的な取組を進める必要があります。
- 水辺の散歩道の整備は、東京都港湾局の内部護岸整備事業に大きく左右されることや、護岸への出入口(アクセス)の確保が大きな課題となっています。
- 古川における水質の浄化に向けて、課題を的確に把握し、河川清掃や流路整正等の取組を効果的に実施する必要があります。
- 大規模建築物の新築や増改築、アスファルトによる地表面の被覆などにより、雨水の地下浸透、地下水の流れ、湧水など「自然の水循環系」が減少しています。

▶ 雨水流出抑制の必要性

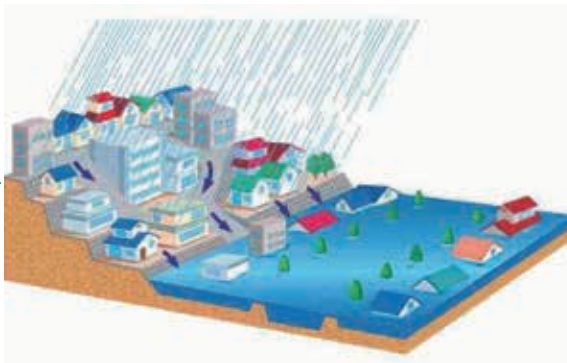
市街化が進む前

地上に降り注いだ雨水の一部は、地中へ浸透し地下水となり、またその他の一部は水田等で貯留されていました。そのため、地表を流れ、河川や海に直接流れ込む雨水は抑制されていました。



市街化が進んだ後

森林や水田が減少し、地表がコンクリートやアスファルト等で覆われることで、雨水が下水道や河川に短時間で流れ込むようになります。浸透域の減少により、湧水量の減少が懸念されます。



出典:公益社団法人雨水貯留浸透技術協会「雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介」(平成27(2015)年)

主な取組

① 水辺の散歩道の整備

計画事業

重点課題 3

38

東京都は、水門の内部にある埋立地を浸水から守るため、臨海部の運河に沿って内部護岸の整備を進めています。区は区民が気軽に水辺空間に親しめるよう、内部護岸の上部に舗装や照明のほか、植栽やベンチなどの休養施設を順次整備し、運河沿緑地として開放しています。また、運河沿緑地が橋りようにより分断されている箇所においては、連続化を図ることで、水辺の散歩道としてのネットワーク形成を更に推進します。

② 「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組

「お台場プラーージュ(海水浴)」の拡充を検討するとともに、お台場プラーージュ実行委員会の活動を支援します。また、東京大学との共同研究で構築した「お台場海水浴予報システム」の精度向上に取り組みます。実施に当たっては、東京都と調整を図るほか、地域住民や事業者、令和6(2024)年に開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市であるパリ市との連携を強化します。

③ 水循環機能の保全・向上

道路舗装を透水性舗装にすることや、公共施設及び大規模建築物等の新築や増改築時に雨水浸透施設の設置指導を行うことで、雨水の地下浸透を促進し、健全な水循環機能の保全・向上を図ります。また、雨水の地下浸透を促進することにより、下水道管の負担を軽減し、都市型水害対策を進めます。

④ 水辺空間の親水化

水辺に親しめる空間を増やしていくため、古川では護岸整備に合わせて、隣接する公園や緑地等を活用した親水空間を整備します。また、水辺のにぎわい創出のため、親水テラス等のライトアップ、運河沿いでのプロジェクトマッピングや光の演出等を検討します。

⑤ 古川の清流復活

古川の清流復活・再生に向け、河川清掃や流路整正等の管理を効果的に実施するとともに、落合水再生センターからの下水高度処理水や地下鉄からにじみ出る水を放流するなど、東京都と連携し水量を確保することで水辺に生きものが親しめる水辺環境を創出します。

関連計画

- 港区環境基本計画、港区緑と水の総合計画

みどりの保全・創出と生物多様性の保全・再生

目標・期待する成果

生物多様性に対する区民の認知と理解の促進を図り、生きものと共生できる緑豊かなまちをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
都市での生物多様性の大切さに対する区民の意識	78%	84%	90%
緑化計画書制度により整備された緑化面積	9,000㎡	52,000㎡	106,000㎡

現状と課題

ゆかりある緑の保全と新たな緑の創出、生物多様性保全の理解と促進

- 区は、令和3(2021)年に「港区緑と水の総合計画」を策定し、「緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市」をめざす将来像として掲げ、区民、事業者、区が協働して、緑と水が持つ多様な機能を生かしたまちづくりに向け、取組を進めています。
- 区は、自ら公共施設の緑化を推進するとともに、民間事業者に対しても、屋上緑化や壁面緑化などの様々な緑化手法を用いて、豊かで質の高いみどりの保全と創出を図るよう、緑化指導を行っています。
- 保護樹木・樹林制度等の活用を促し、斜面緑地の保全も含め地域ゆかりの緑の積極的な保全を進めることが大切です。
- 都心にありながら多様な自然環境を有する港区において、生きものと共生できるまちづくりを推進し、生物多様性を未来に引き継いでいくことが大切です。
- 生物多様性の保全に取り組んでいる区民や事業者などで組織する「生物多様性みなとネットワーク」の活動を更に充実させていくことが必要です。
- エコロジカルネットワークの形成に向け、区有施設におけるビオトープづくりを進めるとともに、生物多様性緑化ガイドに基づき、民有地の様々な場所で生きものの生息に配慮した緑化を誘導していくことが必要です。

▶ 学校プールのヤゴ救出観察会



▶ 令和2(2020)年度みどりの街づくり賞受賞施設



主な取組

① 道路緑化の推進

街並みの景観を高め、うるおいとやすらぎのある道路環境をつくるため、道路緑化を推進します。既存の植栽を良好な状態で維持・育成するため適切な維持管理を実施します。また、区内でも夏季の日中の気温が高く、緑が少ない地域を中心に街路樹及び沿道敷地の高木の育成による緑陰形成を進めます。さらに、台風による倒木を防ぐとともに、地域住民などの意見を反映させるなど、地域特性に配慮した樹種を選定し植栽します。

② 敷地及び建築物上の緑化の推進

緑化計画書制度に基づき、民間施設・公共施設に対し緑の量の確保と質の向上を図る効果的な緑化指導を行い、緑の保全・創出に努めます。また、みどりが担う多様な機能に着目した緑化基準の見直しを検討します。都心部での土地の高度利用に対応した建物の屋上や壁面の緑化を指導・誘導するとともに、屋上等緑化助成制度の普及を図ります。さらに、住宅の庭先やベランダ・屋上などの身近な場所で手軽にできる緑化を紹介する緑化ガイドの作成等により、区民への周知啓発を図ります。

③ 区民との協働によるみどりの保全創出

みどりに接する契機となるよう緑の講習会等を行い、みどりの普及・啓発に努めます。また、一定規模以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、維持管理に関する支援を行います。さらに、みどりの活動員制度やアダプト制度を活用し、区民協働によるみどりの保全創出活動を支援し、街の景観と都市環境の向上を図ります。

④ 多様な主体と連携した生物多様性保全の取組

区内で生物多様性に関する活動を行っている区民や事業者で組織する「生物多様性みなとネットワーク」における会員相互の情報交換や、生物多様性パネル展等の生物多様性フォーラムの開催など、区民・事業者・研究機関等と区が連携協力した取組の充実を図ります。

⑤ 生物多様性の普及・啓発及び環境学習の推進

生物多様性に対する区民・事業者の理解を醸成するため、区内の自然環境等の情報を継続的に収集・蓄積し、積極的に発信します。また、ビオトープの整備や、生きものに配慮した緑化の誘導、外来種の防除などにより、エコロジカルネットワークの形成を推進します。さらに、教育委員会との連携により環境学習を推進するほか、区民や事業者に対し、ビオトープの維持管理を支援する仕組みを検討します。

関連計画

- 港区環境基本計画、港区緑と水の総合計画

エコロジカルネットワーク

生きものが移動できるよう、また生息しやすいよう、生息拠点となる大規模な緑地が小さな緑地や街路樹などでつながれた状態のこと。生態系ネットワークともいいます。

ビオトープ

Bio (生物) とTope (場所) の合成語で、安定した環境を持つ野生生物の生息空間のこと。

地球温暖化対策の推進

目標・期待する成果

建築物の省エネルギー化や区民・事業者の省エネルギー行動の促進、再生可能エネルギー導入拡大などの地球温暖化対策を推進し、令和32(2050)年までに地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出実質ゼロを実現するため、区内の二酸化炭素排出量の更なる削減に取り組みます。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

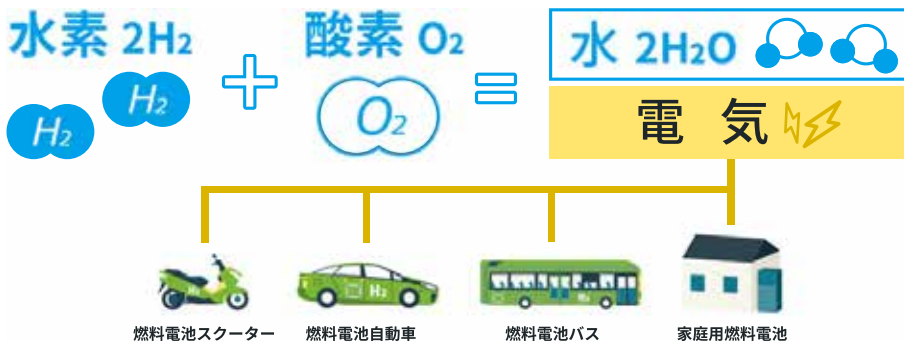
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
区内の二酸化炭素排出量の削減率・削減量(平成25(2013)年度比)	19% 81.3万t-CO ₂ /年	25% 108.4万t-CO ₂ /年	31% 136.0万t-CO ₂ /年

現状と課題

二酸化炭素排出量の更なる削減が必要

- 平成27(2015)年に採択された「パリ協定」を踏まえ、国は、令和12(2030)年度を目標とした温室効果ガスの削減目標と合わせ、平成25(2013)年度を基準としたエネルギー起源二酸化炭素の排出削減の目安を示し、地球温暖化対策に取り組んでいます。
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)により公表された「1.5°C特別報告書」に、世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるためには、令和32(2050)年頃までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ(ゼロエミッション)にする必要があることが示されました。
- 区内においてゼロエミッションを実現するためには、二酸化炭素の排出量の更なる削減に取り組む必要があります。そのために、区は区民・事業者への情報提供や支援などの取組を推進することが必要です。
- 新しいエネルギーとして普及が期待されている水素エネルギーは、利用段階に排出するのは水のみであるという環境性能、災害発生時における独立したエネルギー源の確保、気体・液体・固体というあらゆる形態で貯蔵・輸送が可能な利便性の利点を有し、その普及が期待されています。区においても、水素エネルギーの理解の促進に向け、区民等への普及・啓発に取り組む必要があります。

▶水素エネルギー活用のイメージ



提供:東京スイソミル

主な取組

① 建築物の省エネルギー化の推進

「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき、新築及び既存建築物に対し、国や東京都よりも高い水準の省エネ目標を定め、省エネルギー化を促します。新築建築物に対しては、「建築物低炭素化促進制度」により、建物規模に応じた省エネ性能に引き上げることで、エネルギー消費の低減を図ります。既存建築物に対しては、「地球温暖化対策報告書制度」により、事業活動に伴うエネルギー使用量や二酸化炭素排出量等の報告と、報告内容の公開を求め、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減を図ります。

② 国産木材の活用促進

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の運用により、区内の建築物等において国産木材の活用を促進することで、国内の森林整備の促進と森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与し、地球温暖化防止に貢献します。

③ 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進

二酸化炭素の排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの利用促進と徹底した省エネルギーの推進が必要です。区は、事業者、団体等が集積し、活発な事業活動が展開されているという特性を踏まえ、区民、事業者等を対象に再生可能エネルギーを活用する機器や省エネルギー機器の設置費等の一部を助成するとともに、省エネルギー型ライフスタイルを啓発することで、家庭や業務部門における二酸化炭素排出量を削減します。

④ 区有施設におけるゼロエミッション化の推進

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大などにより、区有施設における二酸化炭素排出量の削減等、区の事務事業における環境負荷を軽減し、区有施設のゼロエミッション化を進めます。

⑤ 水素エネルギーの普及促進

水素を活用した省エネルギー機器(家庭用燃料電池システム)の導入支援を行うとともに、各種イベントやセミナー等で、区民及び事業者に水素エネルギー活用の意義について普及・啓発を進め、水素エネルギーの普及促進を図ります。

⑥ 低炭素まちづくりの推進

「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、開発の機会を捉えた自立分散型エネルギーの導入の促進、緑のネットワークの形成、多様な交通手段の活用や駐車場の集約など総合的に取り組み、自立性が高く環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

関連計画

- 港区環境基本計画、港区低炭素まちづくり計画

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式な場として昭和63(1988)年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設置されました。地球温暖化に関する科学的知見や社会経済的影響の評価、対策のあり方の検討等を行います。

施策 4 ヒートアイランド対策の推進

人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる

目標・期待する成果

区民や事業者において、ヒートアイランド現象による問題とその対策について理解が進み、区内全域でヒートアイランド対策が取り組まれています。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

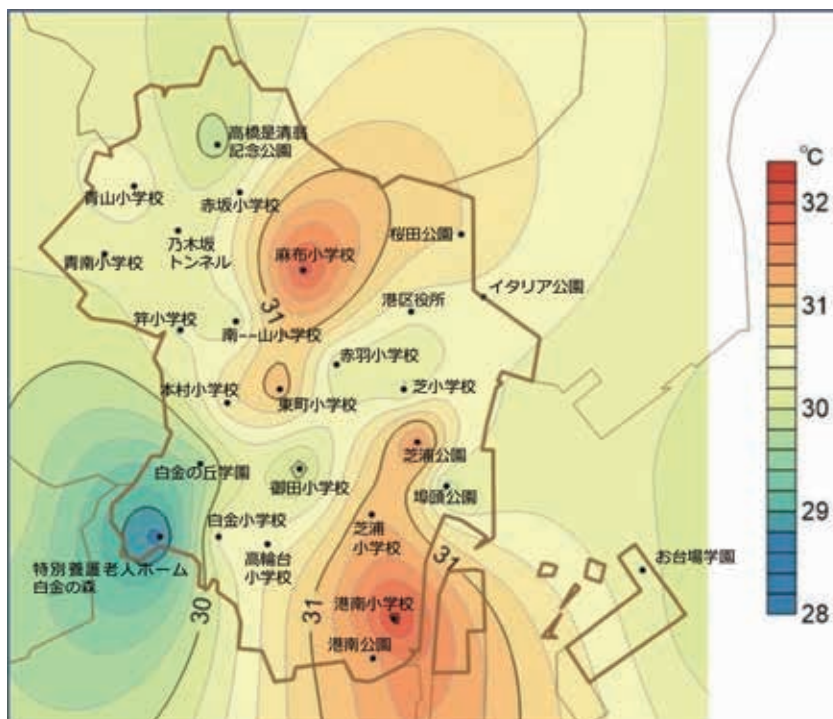
成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
遮熱性舗装等の面積	124,991㎡	137,356㎡	154,737㎡
ヒートアイランド対策貢献ビル数	—	45件	75件

現状と課題

ヒートアイランド現象による異常気象などの問題が顕在化

- 活発な経済活動に伴うヒートアイランド現象による都市型集中豪雨や、熱帯夜の増加、熱中症の危険性の増大などの問題が顕在化しています。区は、熱環境実測結果等を基に、ヒートアイランド現象の緩和策として建築物の緑化、区道の路面温度低減対策などに取り組んできました。
- 今後も、建築物の屋上緑化や壁面緑化等を誘導するとともに、先端技術を取り入れたヒートアイランド対策に取り組む必要があります。また、熱中症予防に向けた情報発信や、区民や事業者が省エネルギー型のビジネス・ライフスタイルを取り入れるよう、普及・啓発に取り組むことも必要です。

▶8月の日平均最高気温分布(平成29(2017)年)



出典:「港区における夏期ヒートアイランドの特性に関する調査結果」(平成30(2018)年3月)

主な取組

① 遮熱性舗装等の推進

計画事業

重点課題 3



ヒートアイランド現象の緩和の一環として、道路において、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装やアスファルト内に雨水浸透効果のある保水性舗装の整備を推進します。また、区内のホットスポット地域を中心に大規模開発の機会を捉え、事業者に対し、遮熱性舗装の整備を指示、誘導していきます。

② 環境アセスメント制度(環境影響調査制度)によるヒートアイランド現象緩和への誘導

「港区環境影響調査実施要綱」の調査項目である「ヒートアイランド現象の緩和」により、大規模開発等における熱供給施設、緑化等、ヒートアイランド現象緩和に寄与する対策について、計画段階から事業者を誘導します。

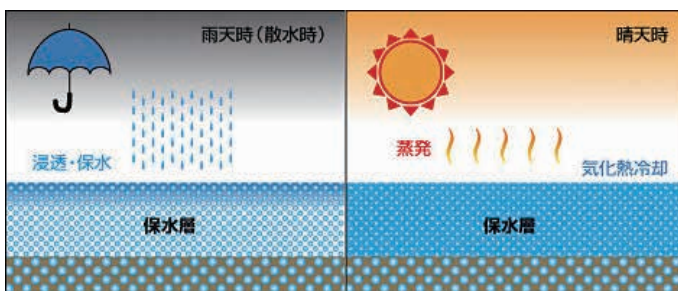
③ ヒートアイランド対策貢献ビル及びエリアのPR

ヒートアイランド現象が顕在化している区内において、ヒートアイランド対策を実施しているビル及びエリアを区がPRすることで、区民・事業者のヒートアイランド対策への理解を深め、区内のヒートアイランド現象への緩和策を促進します。

関連計画

○ 港区低炭素まちづくり計画、港区環境基本計画

▶ 保水性舗装(概念図)



「保水性舗装」とは、保水機能を持つブロックや、すきまの大きなアスファルトに水分を吸収する「保水材」を注入した舗装です。晴天時に保水材に蓄えられた水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制します。

▶ 遮熱性舗装(概念図)



「遮熱性舗装」とは、舗装表面に特殊な遮熱塗料を塗布し、太陽光のうち特に赤外線を反射することで、アスファルト舗装の路面温度の上昇を抑制する舗装です。

出典:クール舗装研究会ホームページ

政策のめざす方向性

有害化学物質の適正管理や事業活動に伴う騒音、振動、悪臭などの発生を防止し、誰もが健康で安全に快適に過ごすことができる生活環境を確保します。誰もがまちのルールを守り、快適に過ごすことができる良好な環境をめざし、区民、事業者など多様な主体との連携による環境保全・美化活動を推進します。子どもから高齢者まで誰もが環境について気軽に学ぶ機会や情報提供を充実し、区民一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境に配慮した行動を実践することができる地域づくりをめざします。

成果指標

成果指標名	現状値	中間目標値		計画目標値
	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 8 「環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる」について満足している区民の割合	21.5%*	23.2%	25.1%	25.8%

※現状値：令和元年度区民意識調査における該当政策の満足度について、「満足」(4.3%)、「まあ満足」(17.2%)、「どちらともいえない」(56.4%)、「あまり満足ではない」(14.7%)、「満足ではない」(2.0%)、「不明」(5.3%)のうち、「満足」と「まあ満足」の合計値。なお、当該数値は、前基本計画(平成30年度～令和2年度)の「政策10 環境に対する意識を高め行動する」の区民満足度に準拠して設定しています。

SDGsのゴールとの関係



港区の現状

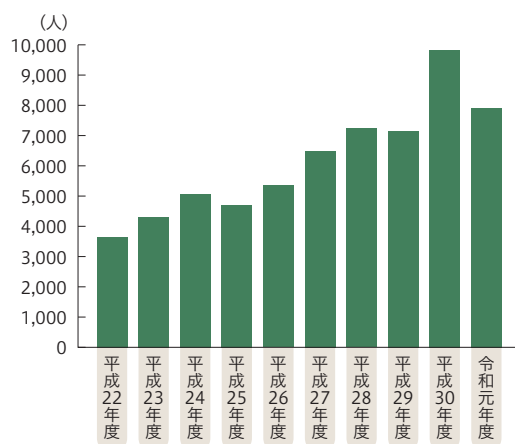
地域団体等との協働による環境美化キャンペーンの参加者数の推移

各地区で区民、事業者等との協働による環境美化活動が活発に行われ、みなとタバコルールが認知されています。

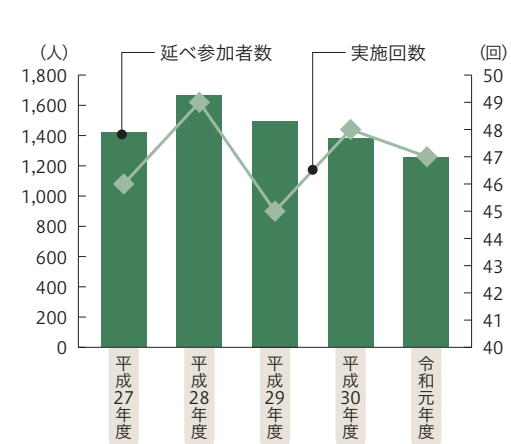
みなと区民の森を活用した環境学習参加者数の推移

区があきる野市から借り受け、整備しているみなと区民の森及びその周辺の里山等を活用して、自然観察体験等の環境学習を平成19(2007)年度から実施しています。

▶ 地域団体等との協働による環境美化キャンペーンの参加者数の推移



▶ みなと区民の森を活用した環境学習参加者数の推移



政策体系

政策 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

施策 1 環境美化活動の推進

- 主な取組
- ① 密閉型指定喫煙場所の整備 計画事業 重点課題 4
 - ② みなとタバコルールの推進
 - ③ 地域の環境美化活動の普及・啓発

施策 2 健康で安全な生活環境の確保

- 主な取組
- ① 有害化学物質の適正管理の推進
 - ② 騒音、振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進
 - ③ 羽田空港の機能強化に関する対応
 - ④ 建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進

施策 3 環境教育・環境保全活動の推進

- 主な取組
- ① みなと区民の森を活用した環境学習の推進
 - ② エコプラザにおける環境学習、環境保全啓発の推進
 - ③ みなと環境にやさしい事業者会議による環境保全活動の支援
 - ④ エコライフ・フェアMINATOの実施

施策

1

環境美化活動の推進

目標・期待する成果

港区に住み、働き、訪れる誰もがみなとタバコルールを守り、望まない受動喫煙のないまちをめざします。

また、区民、事業者等多様な主体との連携による環境美化活動が更に活発に行われ、快適に過ごせるまちをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
環境美化活動・キャンペーンへの参加者数	4,500人/年	20,000人/年	20,000人/年

現状と課題

区民、事業者等との環境美化活動による快適に過ごせるまちづくり

- 「東京都受動喫煙防止条例」等の施行による屋内での喫煙の規制強化に伴い、路上喫煙者への指導・啓発の強化徹底と、更なる喫煙場所の整備が求められています。
- 区内で事業活動を行う多くの事業者が、みなとタバコルールの趣旨に賛同し、「みなとタバコルール宣言」登録を行っています。今後は宣言登録事業者と連携し、更に在勤者へのルール周知等を進めていくことが必要です。
- 多様な主体との連携による環境美化活動とみなとタバコルールの更なる推進により、港区に住み、働き、訪れる誰もがまちのルールを守り、快適に過ごせるまちづくりを進める必要があります。
- 区民、事業者等との協働による環境美化活動が地域に根付いており、更に継続・発展するために、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づく表彰団体等の自主的な取組の紹介をはじめ、適切な情報提供や様々な工夫が必要です。

▶ 芝地区クリーンキャンペーン～路上喫煙ゼロのまち！～



主な取組

① 密閉型指定喫煙場所の整備

計画事業 重点課題 4

39

区は、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」でみなとタバコルールを定め、道路など屋外の公共の場所における喫煙・ポイ捨てを禁止し、区民、事業者等と協働し、みなとタバコルールの取組を推進しています。今後は、より分煙効果が高い喫煙場所として、屋外密閉型喫煙所・屋内喫煙所の整備を積極的に推進し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを実現します。

② みなとタバコルールの推進

「東京都受動喫煙防止条例」等の施行による屋内原則禁煙化に伴う屋外での喫煙への影響を適切に把握しながら、みなとタバコルールの「周知・啓発」「巡回指導・重点指導」「喫煙場所の整備」を更に充実するとともに、みなとタバコルール宣言登録事業者等とも連携し、在勤者や来街者に対するルールの周知・徹底を図ります。

③ 地域の環境美化活動の普及・啓発

各地区生活安全・環境美化推進協議会を中心とする区民、事業者等と区との協働による環境美化・啓発活動が活発に行われています。SNSの活用や、優良団体の表彰制度を通じた自主的な取組の紹介等により、事業者等の活動の見える化と取組意欲の向上につなげ、引き続き、地域に根ざした環境美化活動の促進を図るとともに、来街者等への環境美化に関する啓発活動を推進します。

関連計画

○ 港区環境基本計画

▶ 高橋是清翁記念公園指定喫煙場所



健康で安全な生活環境の確保

環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

目標・期待する成果

公害等の苦情を正確に把握し、事業者などに対して法令等の規制基準に基づいた指導を適切かつ速やかに行うことにより、騒音・振動・悪臭などのない生活環境を確保し、全ての人が健康に住み続けられるまちをめざします。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
公害苦情件数	350件/年	330件/年	300件/年

現状と課題

区民の健康で安全な暮らしを支える公害に対する適切な対応と指導

- 騒音、振動、悪臭などのない生活環境の確保は、区民の健康で安全な暮らしを支える上で欠かすことができません。今後も港区内の大規模再開発等が見込まれており、法令等の規制基準等に基づいた適切かつ速やかな指導を行うほか、適正管理化学物質の使用状況の的確な把握に努めることが重要です。
- 令和2(2020)年3月29日から羽田空港新飛行経路の運用が開始され、区民からは航空機の騒音等に対する不安の声や新ルートでの固定化回避に関する意見等が寄せられています。区は、独自の騒音測定を実施し、羽田空港の飛行経路の様々な運用や更なる騒音・安全対策等に積極的に取り組むよう国に求めてきました。
- 自動車排出ガスやPM2.5(微小粒子状物質)等については、区民への情報の周知が必要となります。また、アスベストについても、解体工事時に飛散防止対策が適切に行われるように事業者への指導を徹底する必要があります。

▶ 解体工事の様子



主な取組

① 有害化学物質の適正管理の推進

人体や環境に有害な化学物質を取り扱う事業所に対して適正管理を徹底するよう指導します。また、新規設置された事業所については適正管理の必要性を周知した上で、有害な化学物質による環境への影響の防止に努めます。

② 騒音、振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進

事業活動に伴う騒音、振動、悪臭などの発生に対して苦情の申立てがあった場合、現場調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。また、関係法令に基づく指導を徹底するとともに、近隣騒音などを防止するための啓発を進め、快適な生活環境を確保します。そのために環境測定機器を活用し、公害のデータ収集に努めるとともに、国や東京都のデータと合わせ環境の変化を監視します。

③ 羽田空港の機能強化に関する対応

羽田空港新飛行経路の運用について、騒音の状況や区民の声等を国に伝えるとともに、更なる騒音対策や新ルートに限らず飛行経路に係る様々な運用等を検討するよう国に求めています。

④ 建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進

アスベスト事前調査結果の報告、それに基づく近隣住民への説明、飛散防止対策が適切に行われるよう、工事着手前の立入検査及び事業者に対するアスベスト飛散防止対策の指導を徹底します。

関連計画

- 港区環境基本計画

PM2.5

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。呼吸器系等への影響が懸念されています。

アスベスト

石綿ともいわれる天然に存在する繊維状の鉱物。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性、対腐食性に優れていることから、建設資材等に使われてきましたが、アスベストの繊維は極めて細いため、肺に吸い込むと、肺がんなどの健康被害を引き起こす原因となります。そのため、現在では、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」などによって予防や飛散防止等が図られています。

環境教育・環境保全活動の推進

目標・期待する成果

環境に関する様々な問題を自分の問題として考え、主体的な行動を促すため、環境と暮らしの関わりを学ぶ機会を提供するとともに、自主活動を行う多様な主体を支援することで環境保全活動を推進します。

SDGsのゴールとの関係



成果指標

成果指標名	現状見込値	中間目標値(前期)	計画目標値
	令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	令和8(2026)年度末
各事業のアンケート結果において参加者が新たな学びがあったと感じた割合	88.7%	90.0%	90.0%

現状と課題

一人ひとりが環境問題への認識を持ち、主体的な行動を促すことが必要

- 深刻化する地球温暖化や多様な生態系の保全など、環境に関する様々な問題には、一人ひとりが将来にわたり長期的に取り組む必要があります。特に、次世代を担う子どもたちが、自らを取り巻く環境に関心を持ち、環境を大切にすることを養い、環境問題を自分の問題として考える機会を提供することが重要です。自然体験学習や普及・啓発の取組を充実させ、自然の大切さや多様な生態系の保全への理解を促進する必要があります。
- みなと区民の森やエコプラザを活用した環境教育・環境学習を実施し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の区民等が、様々な体験を通じて環境と暮らしの関わりを学ぶ機会を充実することで、環境保全意識を高めます。
- 区民、事業者等との協働による様々な環境保全活動を促していくため、環境に関する自主活動を行う多様な主体の支援に取り組むことが必要です。また、様々な事業を通じて協働している区民、事業者、活動組織の新たなつながりを生むきっかけとなる情報共有、交流の機会を設けていくことが必要です。

▶ みなと環境にやさしい事業者会議の活動「クリーンアップ大作戦」



主な取組

① みなと区民の森を活用した環境学習の推進

区があきる野市から借り受け、整備しているみなと区民の森及びその周辺の里山や溪流などを活用して、間伐・植樹体験や自然観察体験などを実施します。区民、とりわけ将来を担う子どもたちが、都心にはない自然の中で、森や里山などの成り立ちや、生態系と人間の関わりなどについて体験をとおして学ぶ機会を提供し、環境保全について考える機会とするとともに、毎日の生活において環境に配慮した行動に取り組むよう促します。

② エコプラザにおける環境学習、環境保全啓発の推進

脱炭素社会・自然共生型社会・循環型社会のテーマを柱とし、環境関連法令等の趣旨を踏まえた環境学習、最新の知見を基に環境保全活動を促すための啓発・情報発信等を実施します。環境学習、環境保全啓発の拠点施設であるエコプラザにおいて、区民、事業者等、子どもから高齢者までを対象とした魅力あるプログラムを展開します。

③ みなと環境にやさしい事業者会議による環境保全活動の支援

環境保全の取組を事業者と連携して実施する協議体「みなと環境にやさしい事業者会議」の環境保全に関する資源やノウハウを生かした事業運営を支援し、区民、事業者等との協働による環境保全活動を推進します。

④ エコライフ・フェアMINATOの実施

環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させるために、より多くの区民や事業者が環境に関する取組や情報を発信・交換、交流できる場としてエコライフ・フェアMINATOを開催します。

関連計画

○ 港区環境基本計画

▶ エコプラザの講座「こども自然教室」



▶ エコライフ・フェアMINATOのステージイベント



